

【2. 道路】

1. 歩道（全般）

別表第6

整 1項→P169

望 1項→P170

基本的な考え方

高齢者、障害者等の移動の円滑を図る観点から、車道と分離して歩道を設置しなければなりません。そのとき歩道の有効幅員は原則2m以上必要です。

解説表

○基本として、歩道は道路法第30条で定める道路の構造の技術的基準に従って設け、次に定める構造とすること。

ただし、バリアフリー新法第2条第21項に規定する重点整備地区においては、道路移動等円滑化基準に定めるところによる。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①歩車道の分離	歩道には縁石線を設置。	同左。
②有効幅員の確保	原則として200cm以上。	200cm以上。
③縦断勾配	5%以下。（地形の状況等により、やむを得ない場合は8%以下）	同左。
④横断勾配	2%以下。（平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ。）	1%以下。（雨水を地下に円滑に浸透させることが出来る構造。平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ。）
⑤排水溝の蓋の形状	歩道に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。	同左。
⑥歩道上の設置物の配慮	歩道上の標識柱・街灯柱等は、可能な限り共架して整理統合し、歩道の有効幅員を確保。	同左。

解説

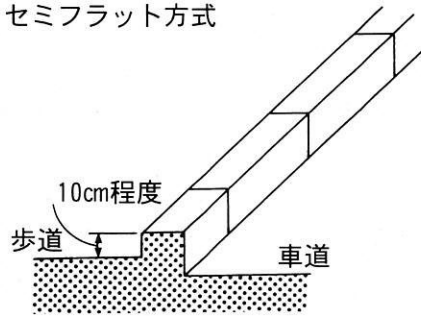
- ◆歩道の規定は、全般にわたって道路法第30条で定める道路の構造の技術的基準に従った構造について定めています。
- ◆歩車道の分離については、縁石により分離します。方法としては「セミフラット型、マウントアップ型、フラット型」と3タイプありますが、原則「セミフラット型」となります。
- ◆有効幅員の200cm以上は「車いすどうしが余裕を持ってすれ違える」という観点から設定された歩道としての最小幅員を採用しています。なお、路上施設等を設ける必要がある場合は、有効幅員に路上施設帯の幅員として道路構造令で定められている幅員を加えることができます。
- ◆歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とします。
ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。
- ◆排水溝の蓋の形状は「車いすのキャスター、白杖の先およびハイヒール等が落ち込まない構造とするとともに、排水溝と路面に段差が発生しないこと、滑りづらさ等に配慮する必要があります。
- ◆電柱等（歩道上の設置物）は、有効幅員外に設置することとします。

参考図書

改訂版「道路の移動円滑化整備ガイドライン」監修／国土交通省道路局企画課

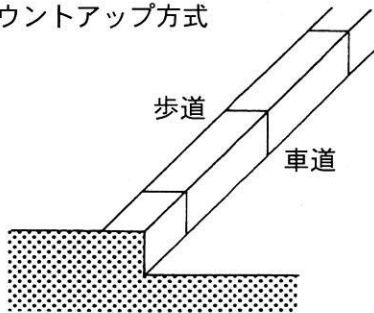
【歩道の構造形式】

セミフラット方式



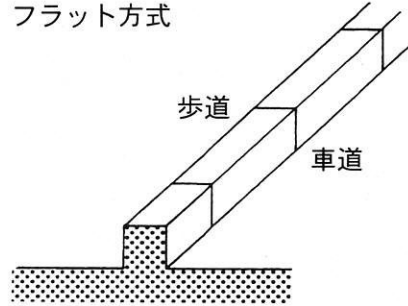
- ・歩道を車道より5cm程高くする
- ・市街地で自動車乗り入れ箇所が比較的多い場合に適している

マウントアップ方式



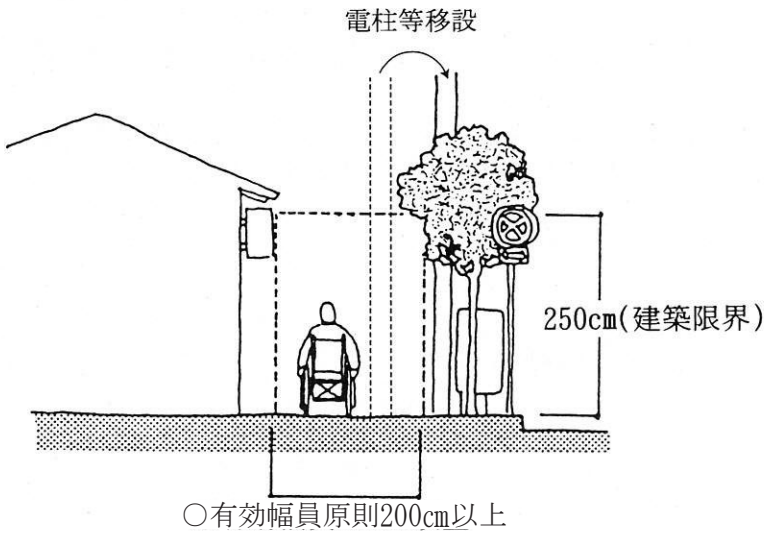
- ・歩道を車道より一段高くする
- ・安全性は高いが段差をともなう
- ・段差は15cm以上

フラット方式

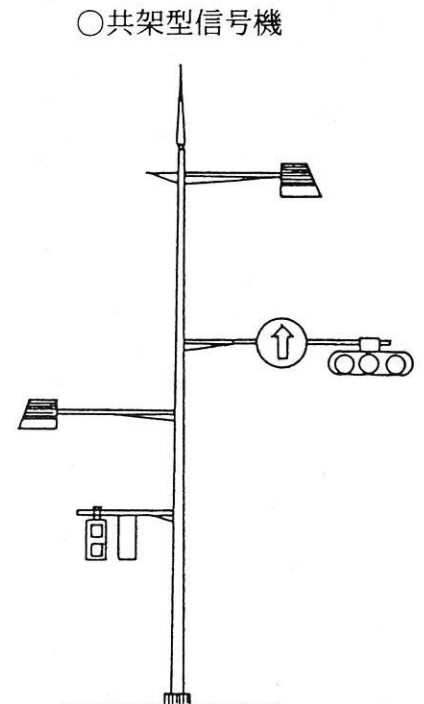


- ・歩道と車道を同一平面とする
- ・平坦性が保てるが路面排水に配慮が必要である

【歩道の寸法】

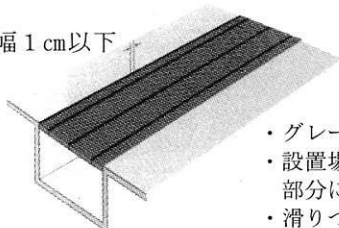


【歩道上の標識柱の例】



【グレーチングの溝】

幅 1 cm 以下



- ・グレーチングの溝が細かいものとする
- ・設置場所はできる限り横断歩道以外の部分に設置する
- ・滑りづらさ等にも配慮する

○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

【2. 道路】

2. 歩道と車道が接続する部分で 歩行者が通行する部分

別表第6

整 2項→P169

望 2項→P170

基本的な考え方

視覚障害者の安全かつ円滑な交通を確保するためには、歩車道境界を明確に示さなければなりません。このため、歩道等と横断歩道を設ける車道等の部分との境界には、車いす使用者が困難なく通行でき、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるように、高さ2cmを標準としています。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①段差の解消	2cmを標準。	同左。
②切下げ部分の配慮	切下げ部分に排水ますが位置しないよう配慮。	同左。

○「歩車道接続部の歩行者通行部分」とは交差点等のこと。

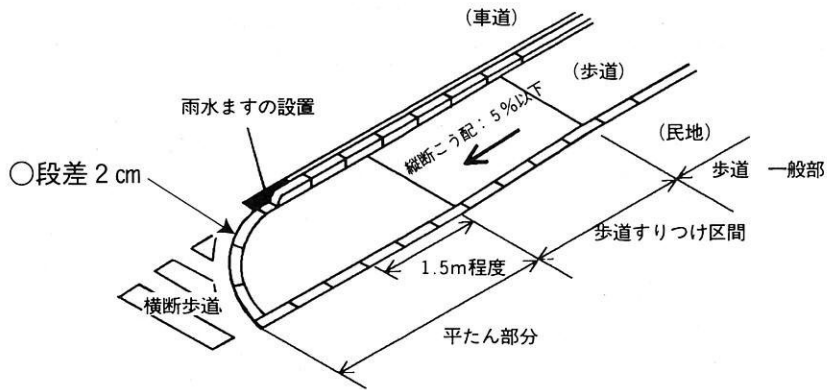
解説

- ◆横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、当該車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とするものです。
- ◆横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、極力、横断歩道の方向と垂直となるよう配慮する必要があります。
- ◆横断歩道等において歩道等面が低いため強雨時に水の溜まるおそれが生ずる箇所では、雨水ますを追加する等排水に十分配慮するものです。また、雨水ますの設置位置は原則歩行者が通行しない位置とします。

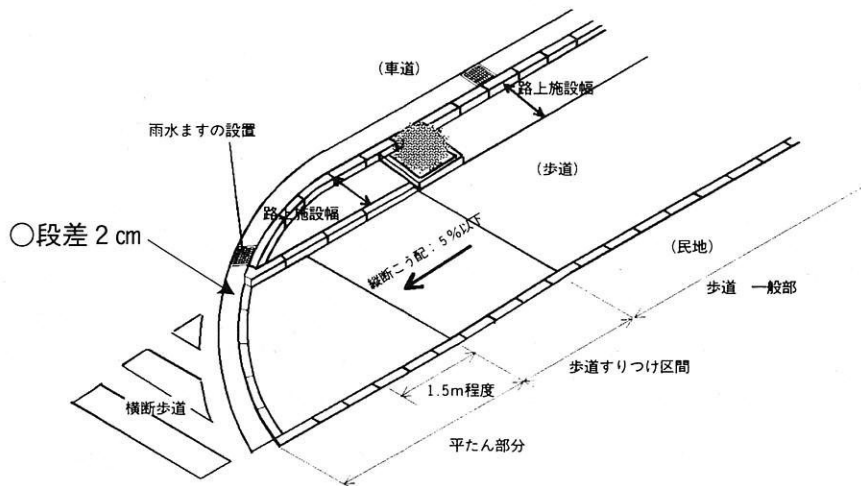
参考図書

改訂版「道路の移動円滑化整備ガイドライン」監修／国土交通省道路局企画課

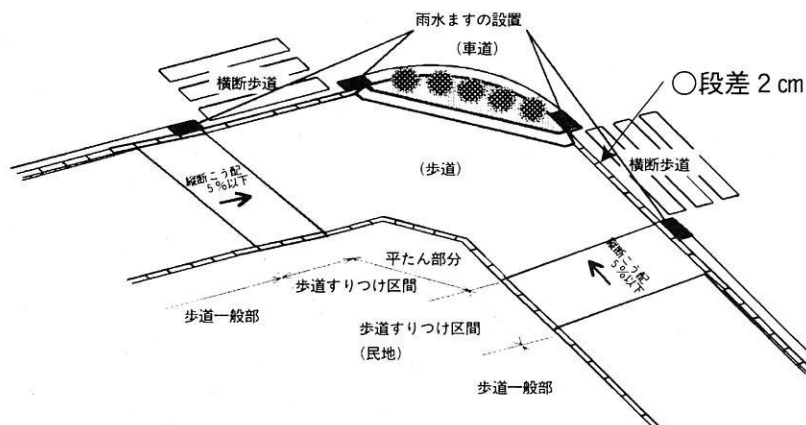
【横断歩道接続部等においてすりつけがある場合】



セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (植樹帯等がない場合)



セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (植樹帯等がある場合)



セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (交差点部)

※図面中、視覚障害者用床材は省略しています

2. 道路
2. 歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分

【2. 道路】

3. 歩道を横断する車両出入口

別表第6

整 3項→P169

望 3項→P170

基本的な考え方

車両乗入れ部を設ける場合は、平坦部の幅員は2m以上確保が必要です。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①歩道の平坦性の確保	歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮。	同左。
②歩道等の車道等に対する高さ	5cmを標準。	同左。

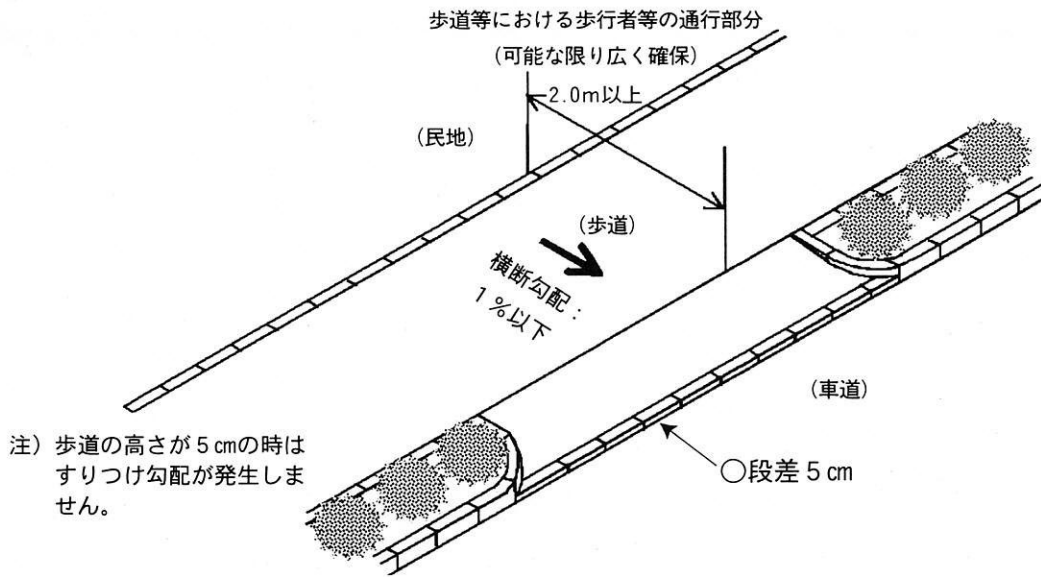
解説

- ◆歩道等においては、常に車いす使用者がすれ違うことが可能な有効幅員を連続して確保することが必要です。しかしながら、車両乗入れ部を設ける場合には、歩道の高さによっては歩道等の高さを切り下げる必要が生じ、この結果、当該切り下げ部分に勾配が生じることによって、車いすの安全かつ円滑な通行に著しく支障をきたす恐れが生じます。したがって、当該勾配部分を除く平坦部の幅員を、車いす使用者のすれ違いが可能となるよう2m以上確保することが必要です。このとき、平坦部とは、横断勾配1%以下（やむを得ない場合は2%以下）の規定を満たす部分をいいます。

参考図書

改訂版「道路の移動円滑化整備ガイドライン」監修／国土交通省道路局企画課

【車両乗入れ部】



4. 視覚障害者用床材

別表第6
 整 4項→P169
 望 4項→P170

基本的な考え方

視覚障害者の移動の円滑化を図るためには、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者を誘導し、かつ、視覚障害者が段差等の存在を認識し又は障害物を回避できるよう、視覚障害者を誘導するための視覚障害者用床材を設ける必要があります。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①設置義務	公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等に必要に応じて連続して敷設。	同左。
②識別性の確保	黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色。	同左。
③標準形状の設定	30cm角を標準とし、形状はJIS T9251に適合。	同左。

解説

- ◆歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留所の乗降場および自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる経路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものです。
- ◆色彩については、黄色を基本とします。しかしながら、色彩に配慮した舗装を施した歩道等で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とするものです。なお、輝度比については、2.0程度確保することが望まれます。
- ◆形状については次頁参照。

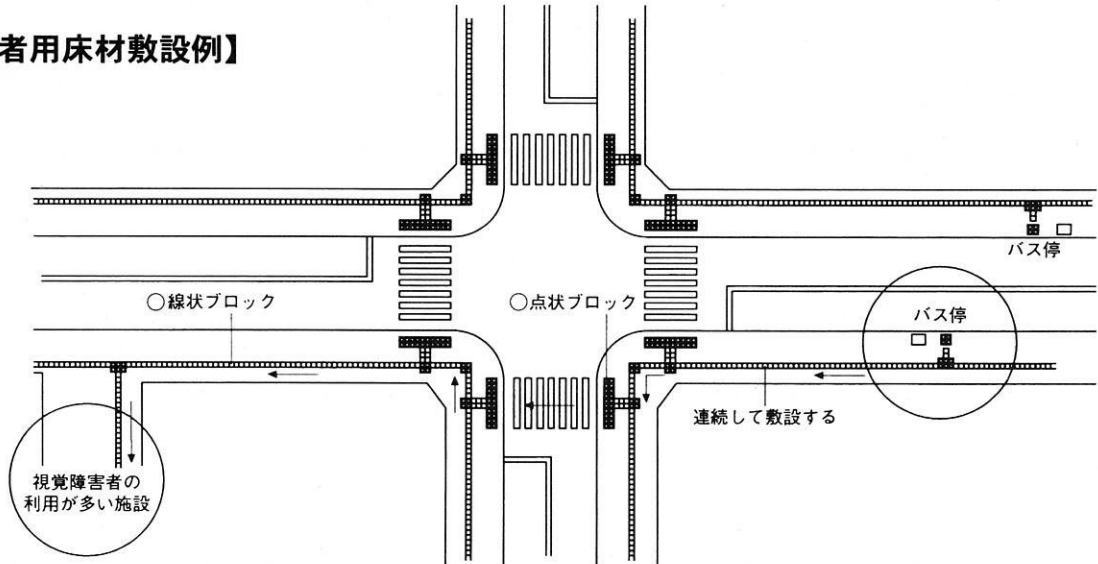
参考図書

改訂版「道路の移動円滑化整備ガイドライン」監修／国土交通省道路局企画課

参考

◇視覚障害者の安全な歩行にとって「床材の連続性」が最重要と判断し、基準として設けましたが、加えて「床材の直進性」を確保することが望まれます。幅員も狭く設置物も多い既設の歩道に床材を敷設する場合など困難な状況も予想されますが、化粧蓋を用いるなど可能な限り「連続直進性」が確保されることを期待します。

【視覚障害者用床材敷設例】

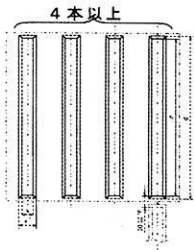


【形状・寸法等】

形状・寸法については JIS に合わせたものとする。

<線状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・線状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・線状突起の本数は4本以上で、ブロックの大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目(突起の長手方向)部分における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下。



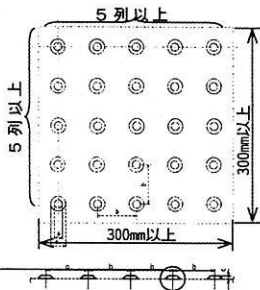
単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a + 10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270以上	d + 10
d'	d + 10	

線状ブロックの形状・寸法及び配列

<点状ブロックの形状・寸法及び配列>

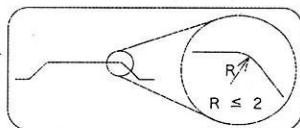
- ・点状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm(目地込み)四方以上。
- ・点状突起の数は25(5×5)以上で、ブロックの大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離は、b+10mm以下。



単位：mm

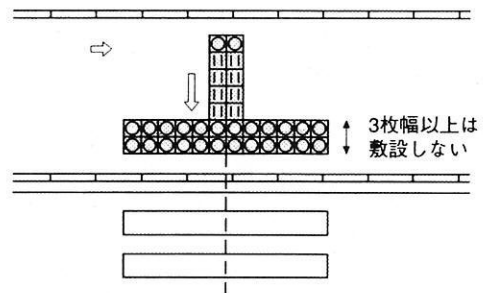
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a + 10	
b	55~60	+1 0
c	5	

点状ブロックの形状・寸法及び配列

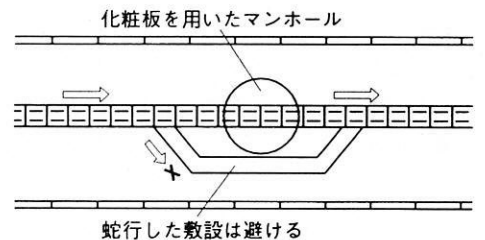


ハーフドーム型の突起

【交差点付近の敷設方法】



【マンホール部分での敷設方法】



5. 立体横断歩道施設

別表第6
 整 5項→P169
 望 5項→P171

基本的な考え方

高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けるものとします。移動円滑化された立体横断施設にはエレベーターを設けるものとします。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに変えて傾斜路を設けることができます。

解説表

○バリアフリー新法第2条第21項に規定する重点整備地区においては、重点整備地区道路構造基準に定めるところによる。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①手すりの設置	両側に二段式の手すりを設置。	同左。
②回り段の回避	回り階段以外の構造。	同左。
③表面の仕上げ	平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ。	同左。
④段の構造	けあげ15cm、踏面30cmを標準、けこみ2cm以下。	同左。
⑤照明	照明を設置。	同左。
⑥エレベーター	駅前広場等の横断歩行者が多い場所には、必要に応じてエレベーター又は傾斜路を設置。	同左。
⑦エスカレーター		必要に応じてエスカレーターを設置。

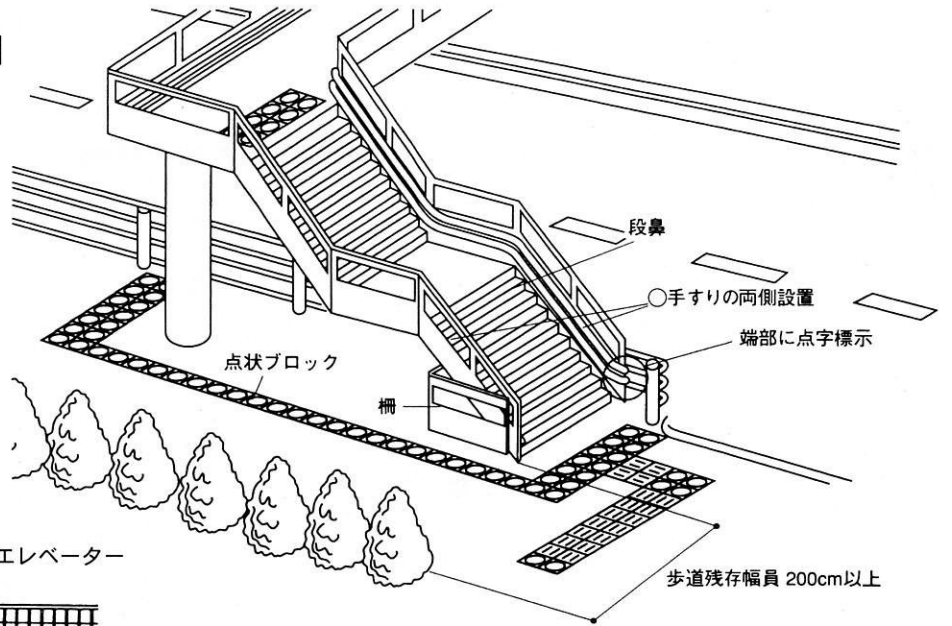
解説

- ◆手すりは、高さが80～85cm、60～65cm程度である二段式の手すりを両側に連続して設け、手すりの端部付近には通路の通ずる場所を示す点字をはり付けることが必要です。
- ◆路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げが必要です。
- ◆階段は、勾配50%、けあげ高15cm、踏み幅30cmを標準とし、階段の高さが3mを超える場合においては、その途中に踊り場を設けることが必要です。
- ◆照明については立体横断施設技術基準によるものです。

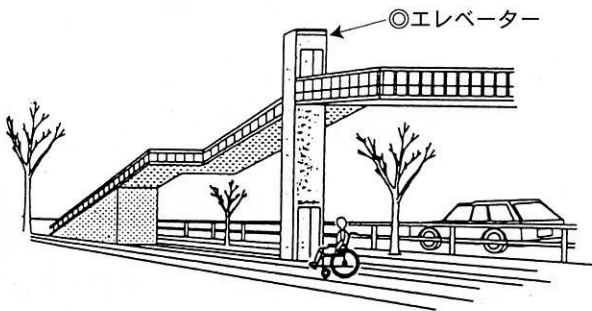
参考図書

改訂版「道路の移動円滑化整備ガイドライン」監修／国土交通省道路局企画課

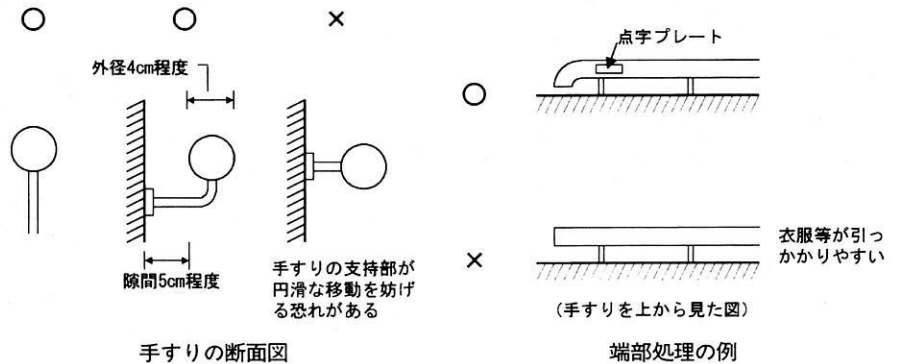
【横断歩道橋の例】



【立体横断歩道施設全景】



【手すりの設置詳細】



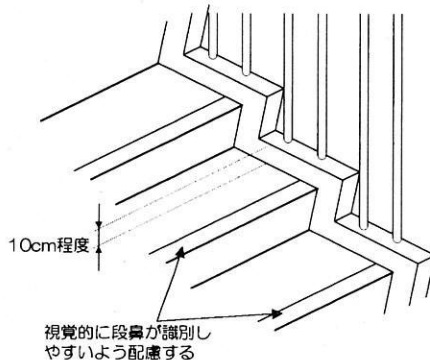
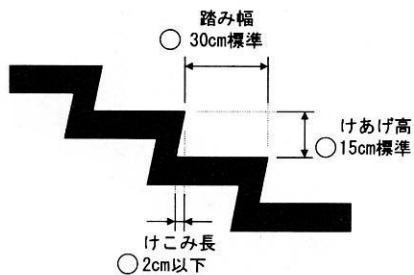
手すりの断面図

端部処理の例

【階段の構造と評価】



×の理由
つまずきや白杖の滑落等による危険性が高いと考えられるため



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

6. 視覚障害者用信号機

別表第6
望 8項→P171

基本的な考え方

視覚障害者用信号機は、青色表示をメロディや擬音で知らせることによって、視覚障害者の安全な道路横断を支援するものです。

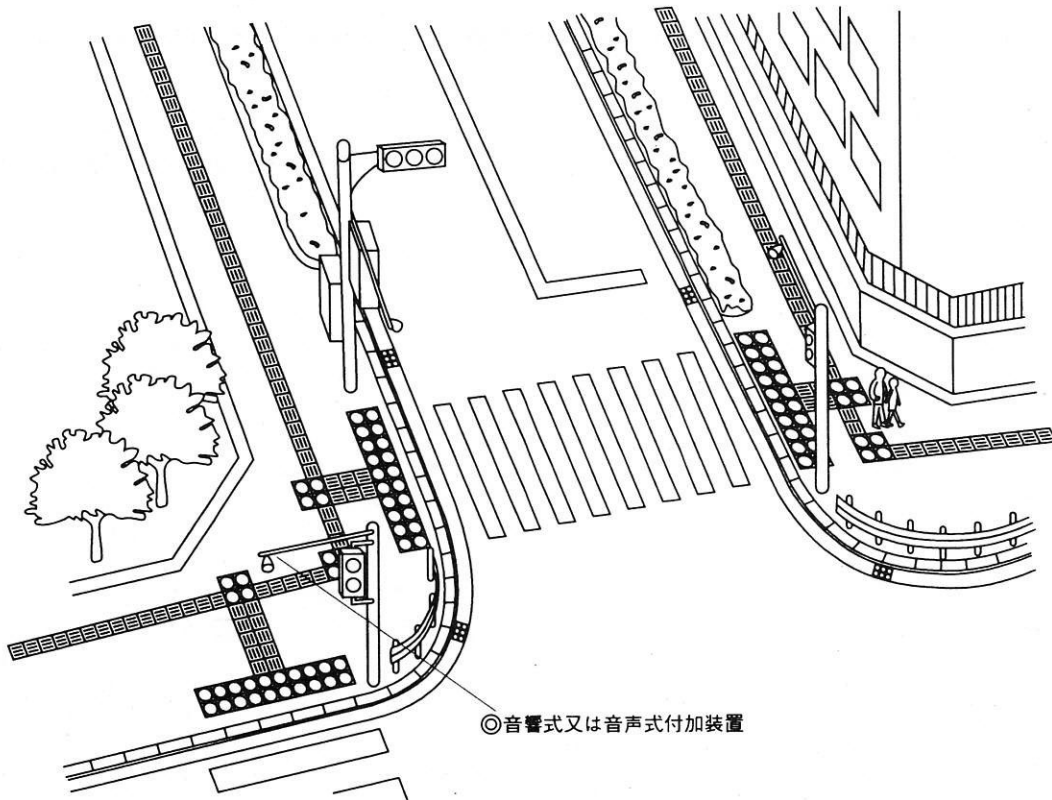
解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①設置義務		信号機により交通整理が行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合、視覚障害者用信号機の設置。

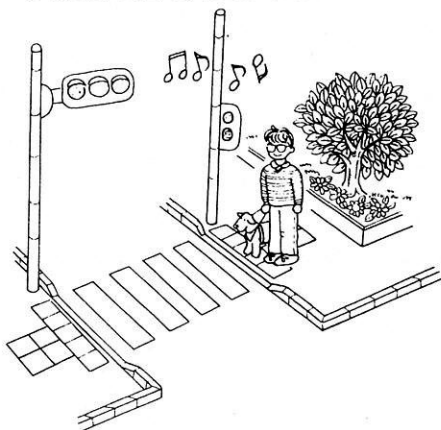
解説

- ◆視覚障害者用信号機は、信号表示内容を音で知らせる機能を有するため、視覚障害者にとって信号表示の内容がより理解しやすいものであることや、設置場所周辺の居住者等に不快感を与えないように、音量などの配慮が必要です。
また、設置場所としては、視覚障害者が利用する機会が多いと見られる公共交通機関の駅、福祉施設、繁華街等の周辺道路が主な対象となります。

【視覚障害者用信号機】



◎視覚障害者用信号機の設置



【2. 道路】

7. 乗車場

別表第6

整 6項→P169

望 6項→P171

基本的な考え方

自動車を運転することが困難な人の移動手段としては、一般的に公共交通機関を利用する場合が多く、利用者の安全性、利便性を向上させることが必要です。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①高齢者、障害者等への配慮	バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造。	同左。

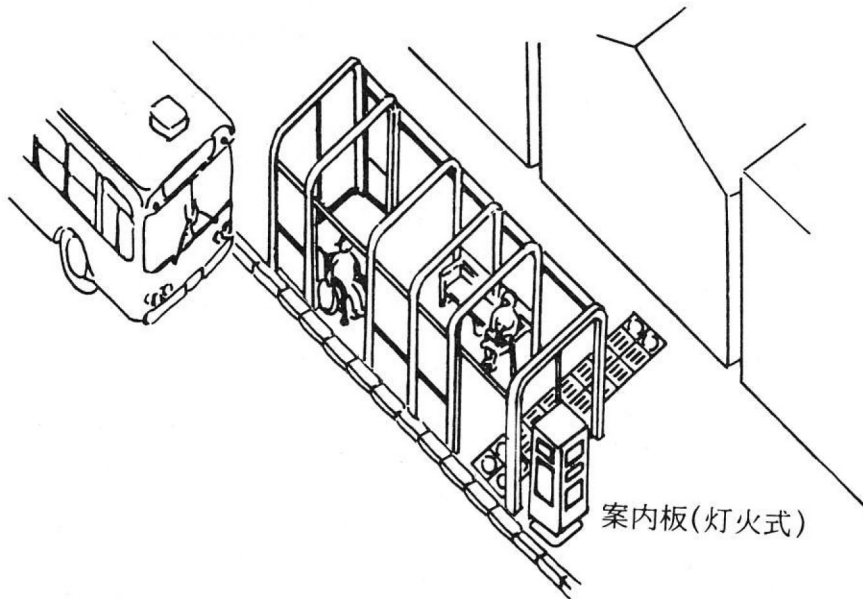
解説

- ◆当該乗車場としては、駅前広場内の当該箇所を含む「バス停」「タクシー乗り場」「自家用車用の一時停止場所」などが考えられます。
- ◆「配慮」としては、「安全に乗降できるか」「快適に待つことができるか」という配慮に大別できると思われれます。
- ◆「安全な乗降への配慮」については、乗降時の車両と乗降場の位置関係や車両の構造を考慮する必要があります。タクシー等の乗用車は「車道面からの乗降が多い」ため乗車場（待合い位置）の切下げは一般的に有効であると考えられます。バスについては、例えば「車両の乗降口とバス停歩道面の高低差が小さく、かつ引き出し式のスロープが用意された車両である場合」などは乗車場の切下げは効果の低い整備とも言えます。
- ◆「快適な待合いへの配慮」としては、ベンチや上屋の設置など「待合い空間の快適性」をはじめ、見やすい電光掲示タイプのバス運転状況案内板の設置といった「待合い時間の快適性」も重要な要素です。ただし、それらを歩道に設置する場合には「それらを除いて歩道の有効幅員を確保する必要がある（道路構造令）」ことに注意して下さい。例えば「ベンチの設置には1m必要」となっており、「（新設）歩道の最小幅員が2m」であることを考えあわせると、「ベンチを設置しようとする歩道整備において幅員は3m以上必要」ということとなります。

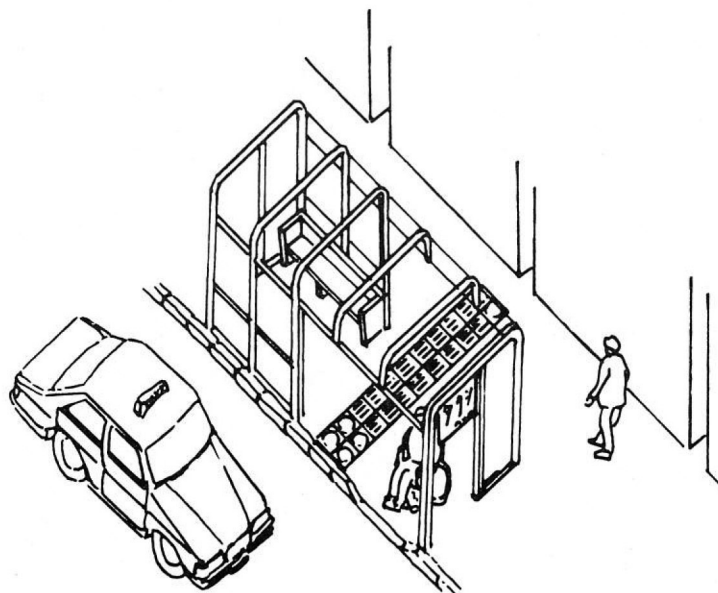
参考図書

改訂版「道路の移動円滑化整備ガイドライン」監修／国土交通省道路局企画課

【バス停留所の例】



【タクシー乗り場の例】



8. 案内表示

別表第6

整 7項→P170

望 7項→P171

基本的な考え方

道路の要所には、高齢者や障害者等にもわかりやすい案内表示を設置することが必要です。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①高齢者、障害者等への配慮	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように、設置位置、文字の大きさ及び色等に配慮。	同左。

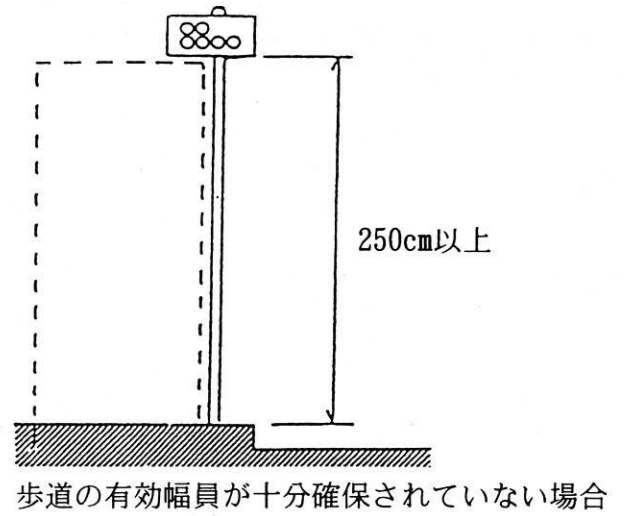
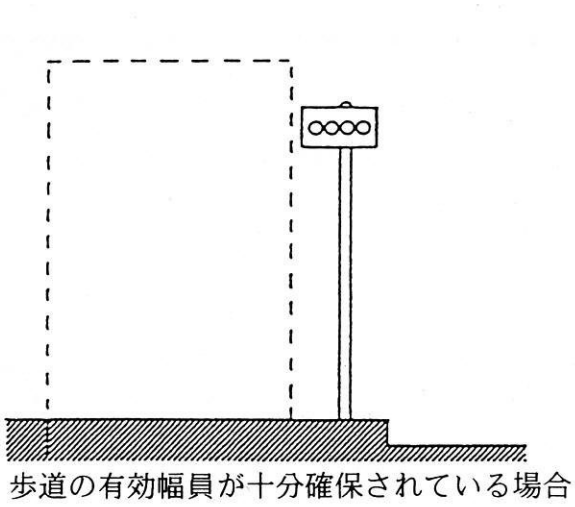
解説

- ◆前項に例示したバス停での電光掲示案内板に限らず、見やすい案内板等が適正に配置されることは、高齢者、障害者等の自由な社会参加にとって最も重要な整備の1つであるとも言えます。
- ◆「適正な配置や整備」としては、「2.4.視覚障害者誘導用床材」において示したように「歩行者の利用頻度の高い経路を考慮すること」や、「2.5.立体横断歩道施設」において示したように「他の施設整備とあわせた効率的・効果的な整備となるよう考慮すること」が望まれます。

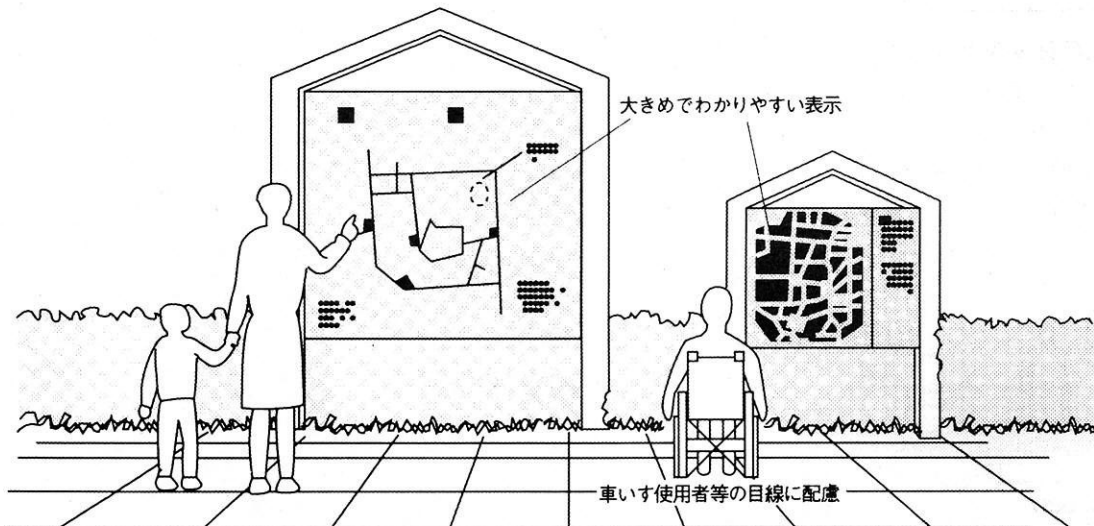
参考

◇視覚障害者の方から、「運転時に、救急車など緊急車両の接近を察知しにくいことが多い。道路に沿って、緊急時に点灯する回転ランプなどがあれば助かるのだが。」という話しをお聞きました。歩道(市街地)における案内表示の機能としては、「施設等への誘導」をはじめ、そのような「状況に応じた情報伝達」を付加していくことが重要であると思われます。

【通行動線の直角面に標示板を設置する場合】



【案内表示の例】



9. 休憩所

別表第6
望 9項→P171

基本的な考え方

歩行者用の休憩所は高齢者や障害者等にもわかりやすい位置に設置し、安全で利便性に富んだ施設づくりが必要です。

解説表

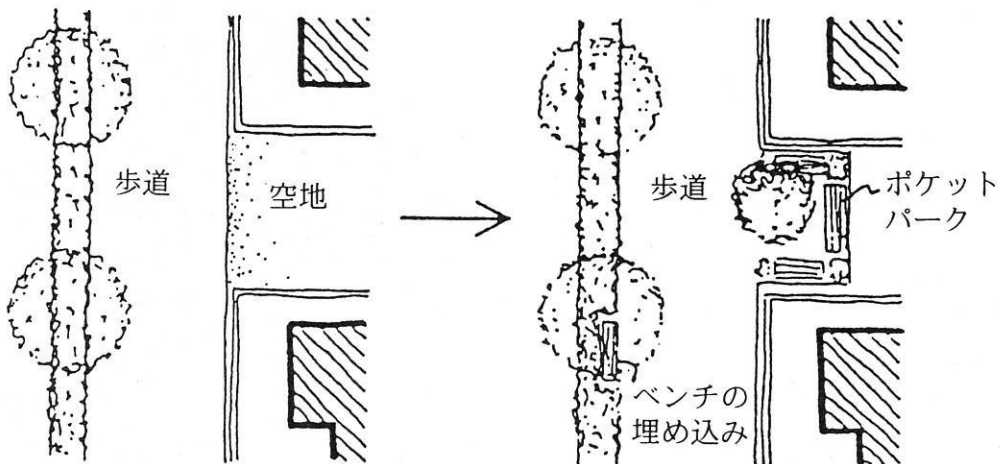
◎望ましい基準として、歩行者用の休憩所の設置が適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①設置義務	/	歩行者用の休憩所を設置。

解説

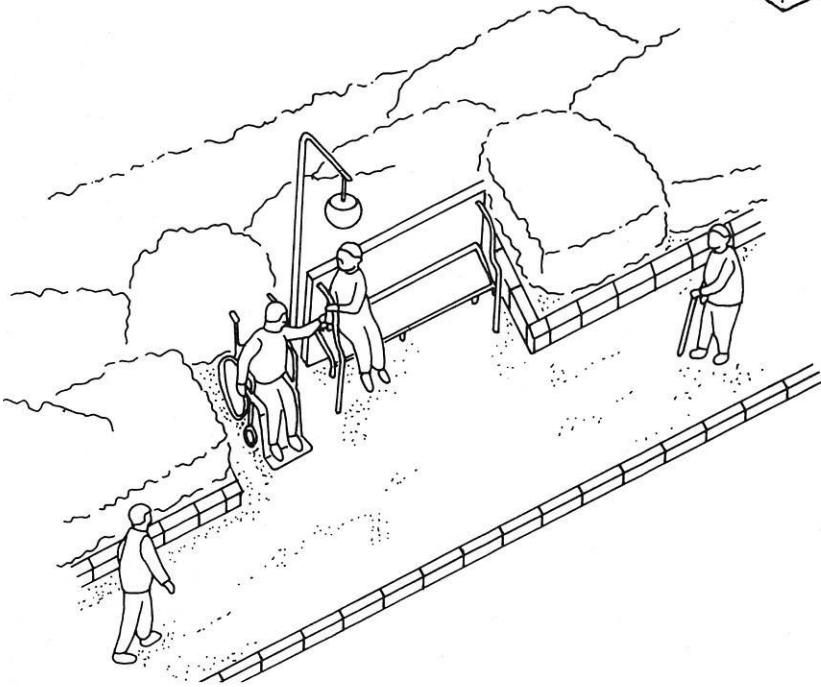
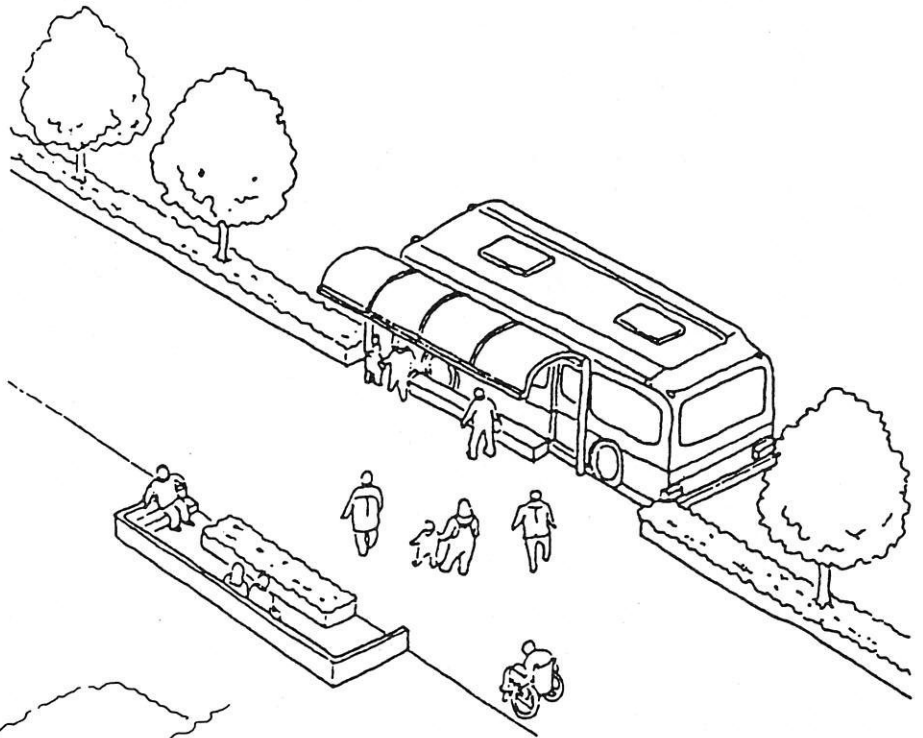
- ◆「休憩所の設置」については、「高齢者、障害者等の運動能力等も念頭に置きつつ一定間隔で設置する」といった「まちの中での配置」という視点と、「バス停との一体的整備や企業等の協力による民地を活用した整備」といった「安全で快適な効率的・効果的な配置」という視点などが重要になると考えます。
- ◆「利用のための安全性」ばかりでなく、防犯の観点からも「人通りのある場所から死角にならないよう、配置や植栽の密度等について配慮」することも必要です。

【休憩所の配置例】

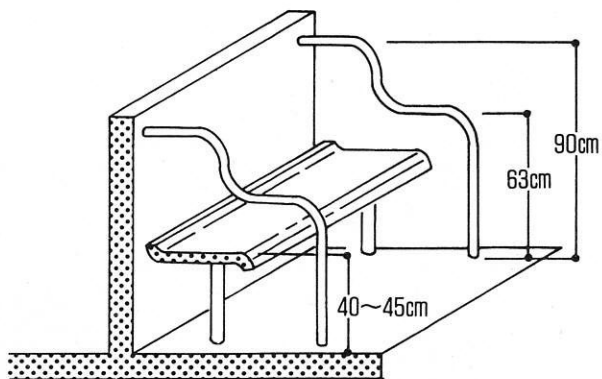


2
道路
9
休憩所

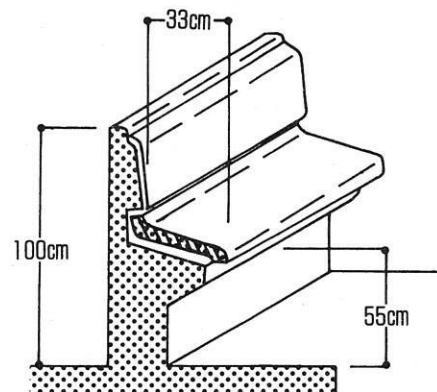
【バス停との一体的整備例】



【一般ベンチの例】



【杖使用者用ベンチの例】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

【3. 公園】

1. 出入口

別表第7

整 1項→P171

望 1項→P172

基本的な考え方

出入口は、高齢者や障害者等が安全に利用できる形態とし、利便性のよい位置に配置し、通行に支障のない園路へ接続させることが必要です。

解説表

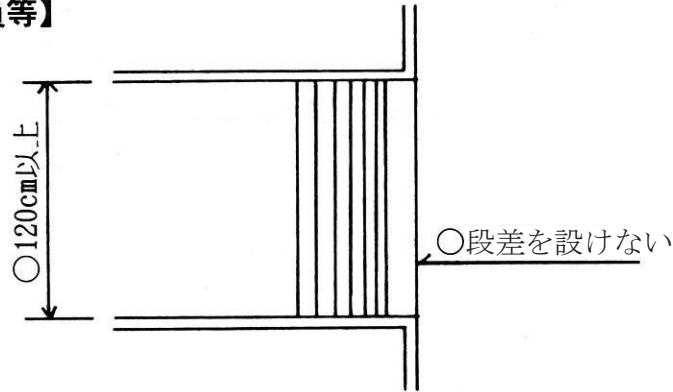
○整備基準・望ましい基準ともに、最低1カ所の出入口に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①有効幅員の確保	120cm以上。	同左。
②段差の解消	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ない場合は傾斜路（4. 傾斜路に規定）を設置。	同左。
③車止め柵を設ける場合の構造	90cm以上の間隔を標準とし、柵の前後に150cm以上の水平部分を設置。	同左。

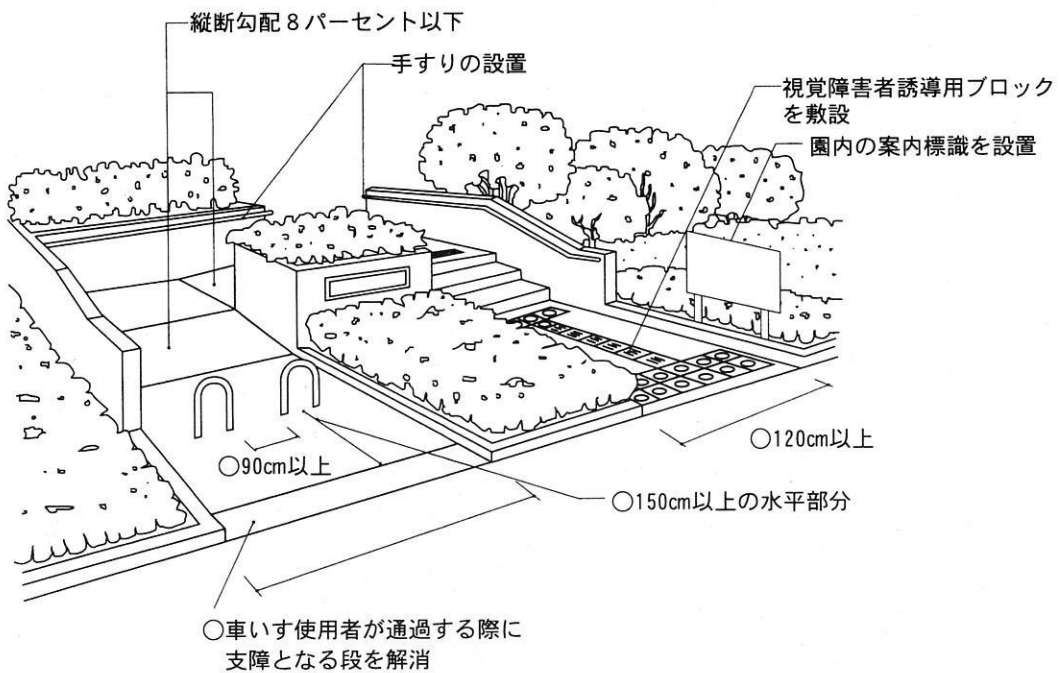
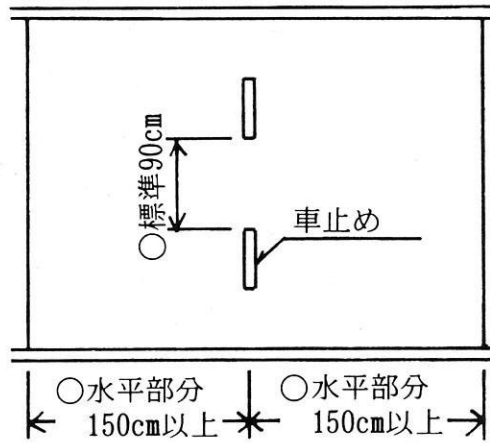
解説

- ◆設置義務として「最低1カ所は車いす使用者等に配慮した出入口とすること」を求めています。
- ◆「120cm」とは、車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- ◆歩道等（園外）と園内に高低差がある場合は、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないことを原則として求めており、地形の状況その他の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4. 傾斜路にて規定している構造の傾斜路を併設することを求めています。
- ◆「90cm」とは車いすで通過しやすい幅です。また勾配の途中で車止め柵があると衝突・転倒などが起こりやすいため、柵の前後には「車いすが360度回転できる幅」である「150cm」以上の水平部分を確保するよう求めているものです。

【出入口の有効幅員等】



【車止め柵を設ける場合の構造】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

【3. 公園】

2. 園路

別表第7

整 2項→P171

望 2項→P173

基本的な考え方

園路は、高齢者や障害者等が移動しやすいように段差の解消に配慮し、安全で快適に通行できることが必要になります。

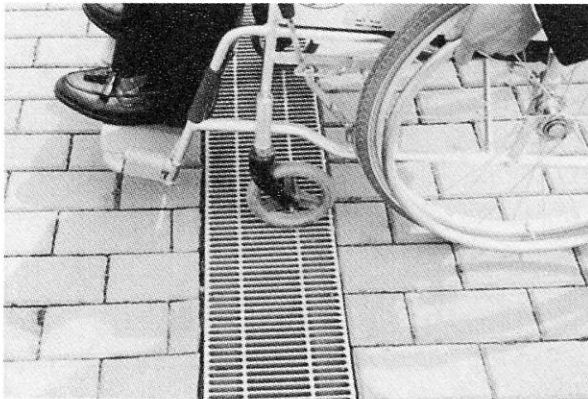
解説表

○園路は敷地の地形条件を考慮する。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①有効幅員の確保	180cm以上。やむを得ない場合は、120cm以上とし、この場合、主要園路については、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障がないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することが可能な広さを確保。	180cm以上。
②勾配の制限 (縦断勾配)	縦断勾配は原則として4%以下。	同左。
③	最大でも8.0%以下。	同左。
④	また、縦断勾配が50m以上続く場合は途中に150cm以上の水平部分を設置。	同左。
⑤	また、縦断勾配が4%を超える場合は傾斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、かつ少なくとも片側に手すりを設けて、手すりには、斜路の両端から50cm以上の水平部分を設置。	同左。
⑥勾配の制限 (横断勾配)	1%以下。やむを得ない場合は2%以下。	同左。
⑦舗装面の処理	滑りにくい仕上げとすること。	同左。
⑧排水溝の蓋等の安全性の確保	園路を横断する排水溝には蓋掛けをし、格子蓋、マンホール等は可能な限り園路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。	同左。
⑨縁石の切り下げ	幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下。	同左。
⑩転落防止措置	危険落下防止用の縁石は高さ10cm以上。	同左。
⑪段差の解消	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ず主要園路に段を設ける場合は傾斜路(4. 傾斜路に規定)を設置。	同左。

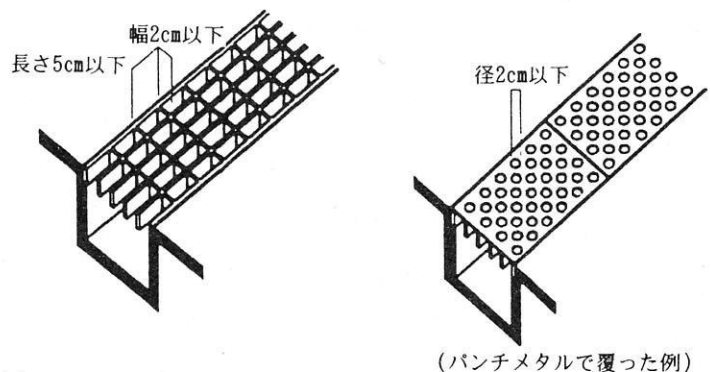
解説

- ◆ 「120cm」とは車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。「180cm」とは車いすが回転しやすく、車いすどうしがすれ違いやすい幅です。
- ◆ 「勾配」については、憩いの場等である公園として快適性が確保されることを重視し、「縦断勾配は4%以下」「横断勾配は1%以下」とすることを原則として求めており、最大でも縦断勾配はすりつけ勾配より緩やかな「8.0%以下」、横断勾配は「2.0%以下」とするよう規定しています。
- ◆ 踊場に関する規定は、「勾配のある園路が長くなる場合には、通行中の車いす使用者等が休憩したり加速したりできるような平坦な部分を設ける必要がある」という考え方から定めているものです。勾配4%で50m進むと高低差は2mにもなります。「150cm」は「車いすが360度回転できる幅」であり、「通行中の車いす使用者等が休憩したり加速したりできる長さ」として採用しています。勾配が急な場合には、車いす使用者等がより休憩したり加速したりしやすいよう「180cm」以上の水平部分を設けることや、両側に手すりを設けることを求めています。

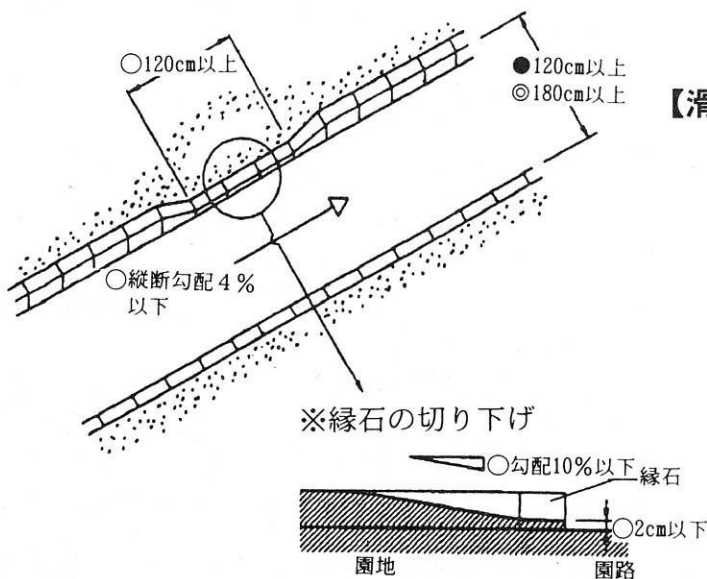


メインバーのピッチが細かいため車いすのキャスターもスムーズに通過できる

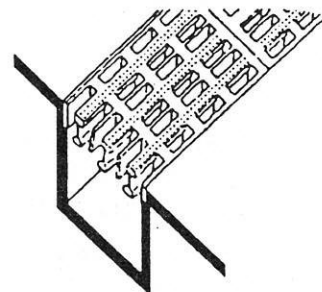
【溝蓋の例】



【園路有効幅員及び縁石の切り下げ等】



【滑り止めのついた溝蓋の例】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

3. 階段

別表第7
 整 3項→P171
 望 3項→P173

基本的な考え方

高齢者や障害者等が昇降しやすいよう、わかりやすい形態で安全の確保と負担の軽減を図ることが必要になります。

解説表

○階段は、基準を満たすとともに、舗装材を変えたり、注意喚起用床材を敷設すること等により、明確に位置表示を行い、昇降口付近における夜間の照明を十分に行う。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①段の構造	けあげ16cm以下、踏面30cm以上、けこみ2cm以下、有効幅員90cm以上でかつ同一階段では、けあげ・踏面・けこみの寸法一定。突き出しのない段鼻であること。	同左。
②	また、路面は降雨時においても滑りにくい材料で仕上げ、かつ踏面と段鼻の段差がないこと。	同左。
③踊場の設置	階段高さ2.5m以内ごとに踏幅1.2m以上の段差のない踊場を設置。	同左。
④手すりの設置	少なくとも片側に設置し、特に幅の広い場合は中間にも設置。ただし、主要動線の階段には両側に設置。	同左。
⑤手すりの仕様	階段の両端部から50cm以上水平部分を設置。	同左。
⑥	取付高さは大人用80cm、子ども用60cmを標準とし、その端部付近に、階段に通ずる場所を示す点字を貼付。	同左。
⑦水平部分の確保	階段の両端には120cm以上の水平部分を設置。	同左。
⑧立ち上がり部の設置	階段の両側に立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面の場合はこの限りでない。	同左。
⑨主要動線としての階段	主要動線としての階段には、迂回するための傾斜路を設置。設置が困難な場合は、エレベーター、エスカレーター等を設ける。	同左。

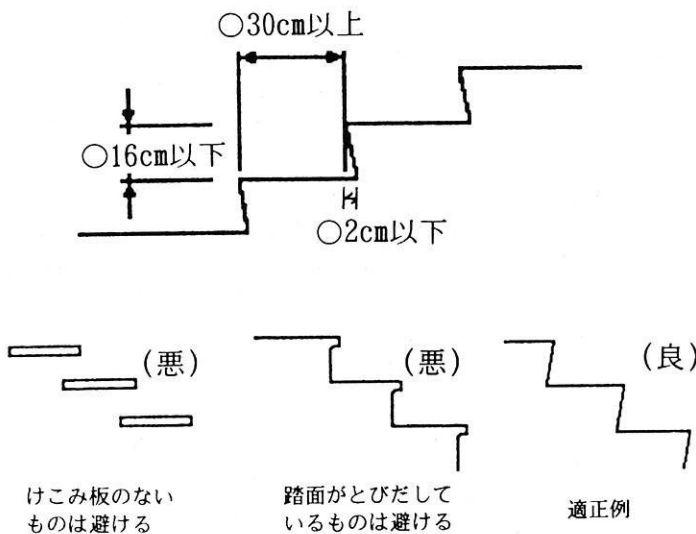
解説

- ◆「3.2.園路」の規定内容で分かるように、公園においては基本的に「段差を設けない」ことを原則とするので、大きな段となる「階段」については「舗装材の変更や注意喚起用床材の敷設、夜間照明等により明確に表示すること」を基本的な留意点として掲げています。
- ◆「段の構造」は、より安全性が高まるよう、建築物の階段と同様の「けあげ・踏面の寸法規定」に加えて「けこみの寸法」及び「同一階段でのけあげ・踏面・けこみの寸法一定化」を求めており、さら

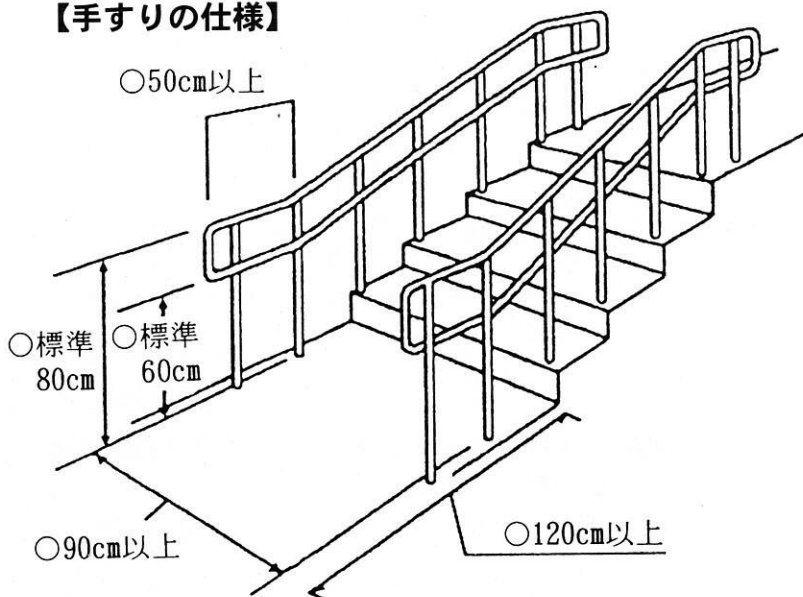
に「段鼻」についても降雨時の配慮も含めた整備を求めています。

- ◆「高さ2.5mの階段」を「けあげ16cm、踏面30cm」程度で設けた場合、「段数16段、水平長さ4.5m」程度の階段になります。
- ◆「手すりの設置」については、少なくとも片側に設置することを求め、さらに安全性を高めるため、特に幅が広い場合は中間にも設置することを求めています。また、主要動線の園路には両側に手すりを設置することを求めています。
- ◆「手すりの仕様」で大人用と子ども用の2種類の取付高さを規定していますが、どちらかを採用するという話ではなく、実際の整備では2段式の手すりとして整備することが望まれます。
- ◆「水平部分」として確保する長さが「園路や傾斜路の当該部分より短い」のは、車いす使用者の階段利用は想定していないためです。
- ◆「踊場」を設置する場合は、水が溜まらないように排水に留意することが必要です。

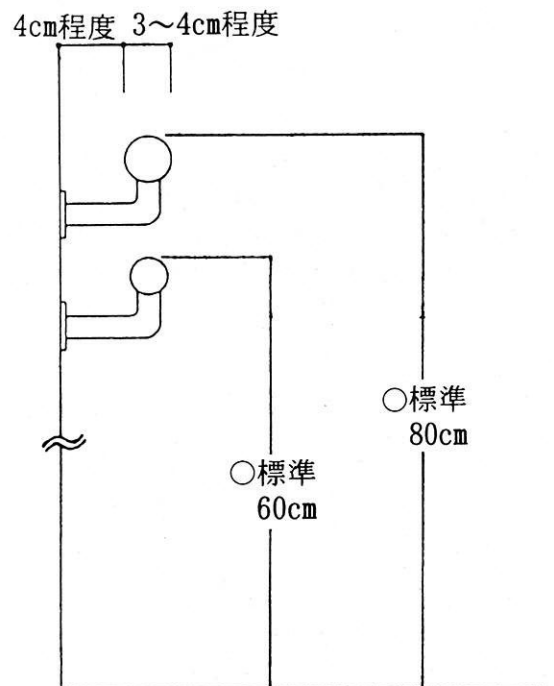
【段の構造】



【手すりの仕様】



【手すりの取付高さ等】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

4. 傾斜路（主要動線）

別表第7
 整 4項→P172
 望 4項→P173

基本的な考え方

やむを得ず園路に高低差が生じる場合は傾斜路を設け、全ての人が安全に通行できることが必要になります。

解説表

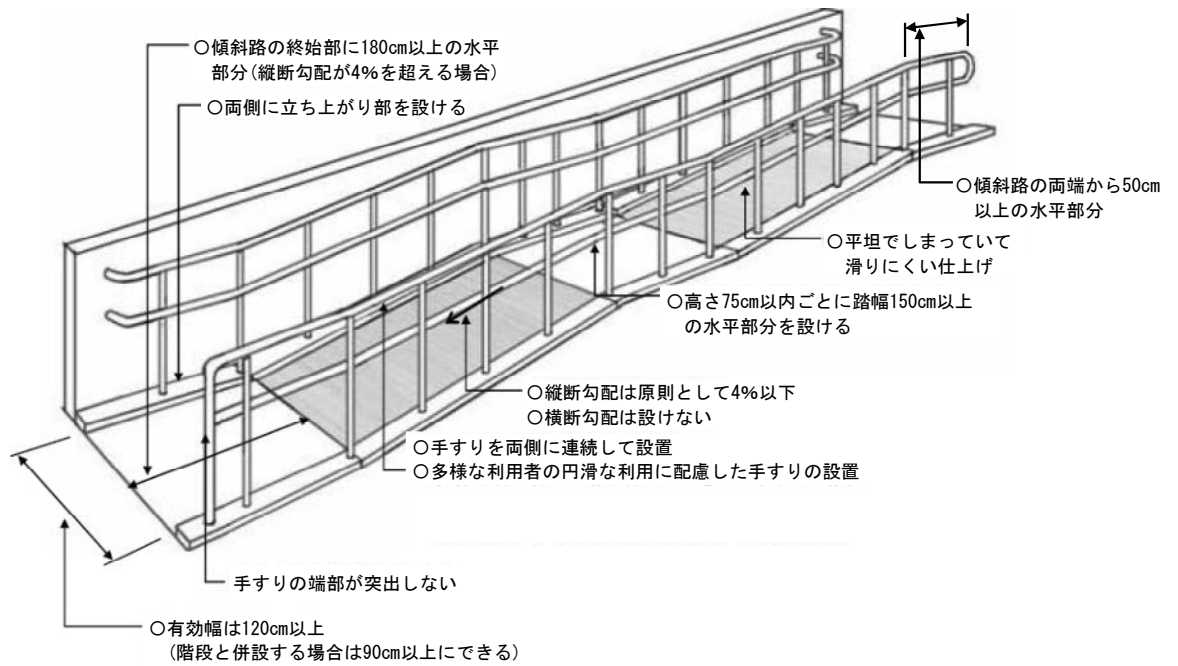
○傾斜路の基準は、主要動線に階段又は段に変わって設置、又は階段等に併設される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①有効幅員の確保	120cm以上。階段又は段に併設する場合は90cm以上。	同左。
②勾配の制限	縦断勾配は原則として4%以下、最大でも8.0%以下。	同左。
③	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の水平部を設置。	同左。
④	また、縦断勾配が4%を超える場合は傾斜路の終始部に180cm以上の水平部分を設け、手すりは傾斜路の終始点より50cm以上水平部分を設置。	同左。
⑤	横断勾配は設けないこと。	同左。
⑥舗装面の処理	路面は滑りにくい仕上げとすること。	同左。
⑦手すりの連続性の確保	両側に手すりを設け、方向の変わる場合でも途切れさせないこと。	同左。
⑧立ち上がり部の設置	傾斜路の両側に立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面の場合はこの限りでない。	同左。

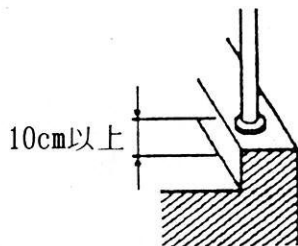
解説

- ◆公園における基準の対象となる傾斜路とは「主要動線に階段又は段に代わって設置、又は階段等に併設される傾斜路」です。ただし当該傾斜路については設置義務を課しています。
- ◆「勾配」及び「手すり」に関する規定は、「3.2.園路」と同等です。

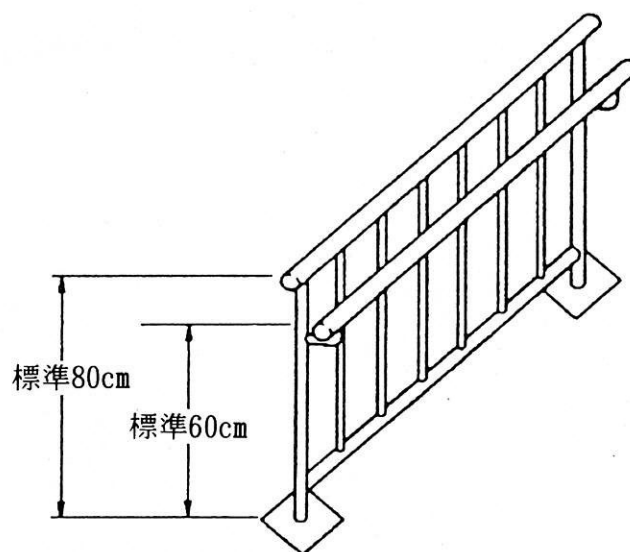
【傾斜路の例】



【立ち上がり部の構造】



【手すりの寸法】



5. 視覚障害者用床材等

別表第7
 整 5項→P172
 望 5項→P173

基本的な考え方

高齢者、障害者等が安全に移動できるよう、転落のおそれのある場所において、危険防止のための措置をとることが必要になります。

解説表

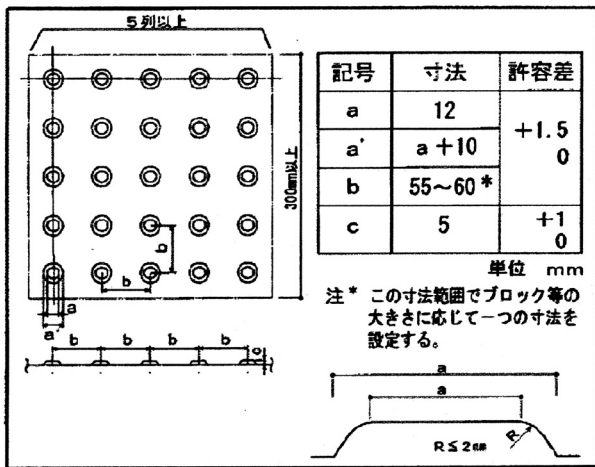
○高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者用床材その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けることとし、視覚障害者床材の基準は以下のとおりとする。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①色	原則として、黄色。これによりがたい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色とする。	同左
②大きさ	縦30cm、横30cm。形状は、JIS T 9251に適合するものを標準とする。	同左

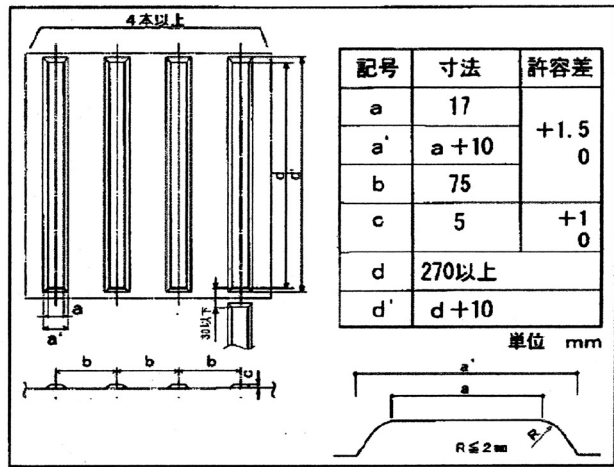
解説

◆出入り口や通路等に近接して崖などがある場合は、特に転落等の危険性が高いため、視覚障害者用床材やさく等を設置して安全性を確保することが必要です。

点状ブロック



線状ブロック



出典：JIS T 9251

6. 野外テーブル

別表第7
 整 6項→P172
 望 6項→P173

基本的な考え方

全ての人が立ち寄りやすい位置に設置し、容易に利用できる構造とすることが必要になります。

解説表

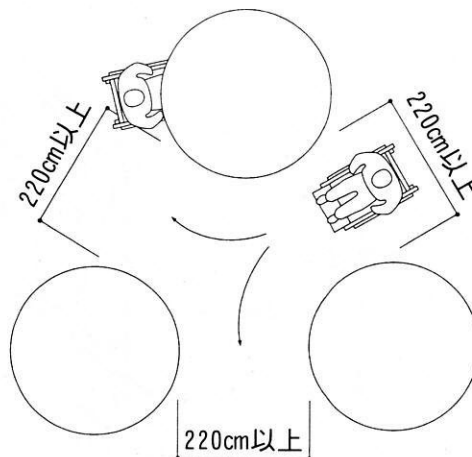
○野外テーブルの基準は、設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①アプローチ	アプローチ方向の床面に150cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。
②下部空間の確保		テーブルの下に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間を確保。

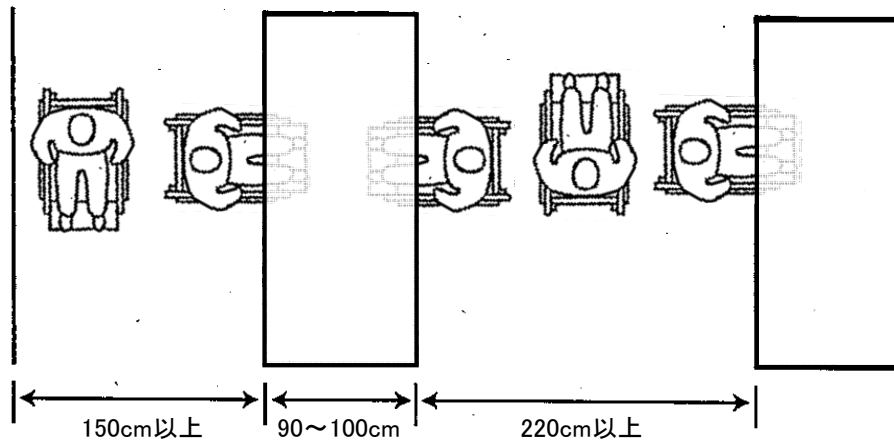
解説

- ◆野外テーブルについては、設置する場合に車いす利用者等の利用に配慮することを求めています。
- ◆「アプローチ」として、アプローチ方向の床面に「車いすが360度回転できる幅」である「150cm以上」の水平部分を設置することと、可能な限り段差を設けないことを整備基準として求めています。
- ◆「下部空間の確保」は、望ましい基準として、テーブルの下に車いす使用者の利用に配慮した空間を確保するよう求めたものです。

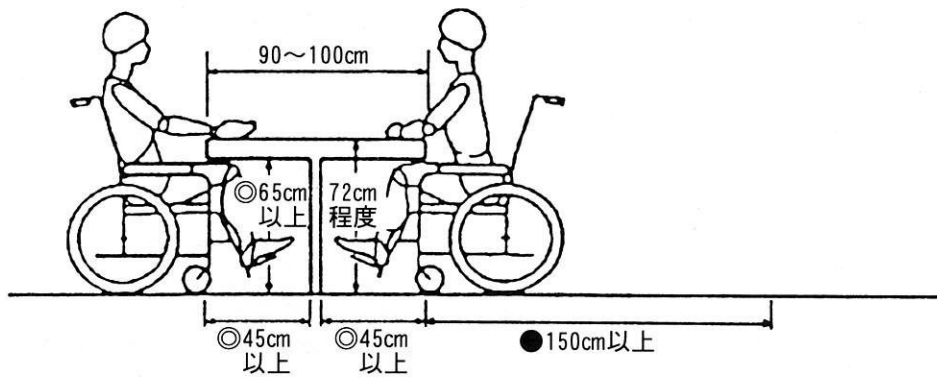
【野外テーブルの設計例①】



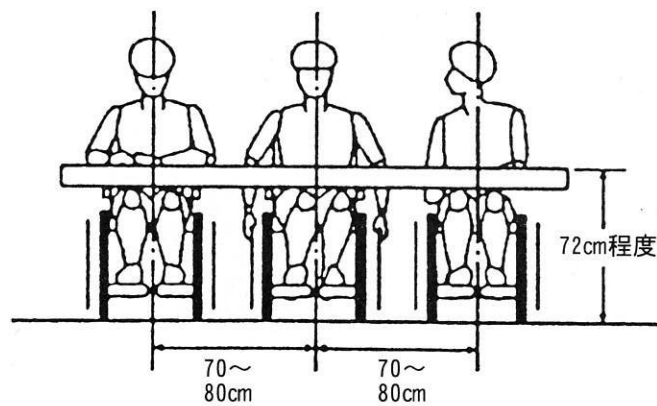
【野外テーブルの設計例②】



【野外テーブルの下部空間確保】



【野外テーブルの幅等】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

7. 飲用水栓

別表第7
 整 7項→P172
 望 7項→P173

基本的な考え方

全ての人が立寄りやすい位置に設置し、容易に利用できる構造にすることが必要になります。

解説表

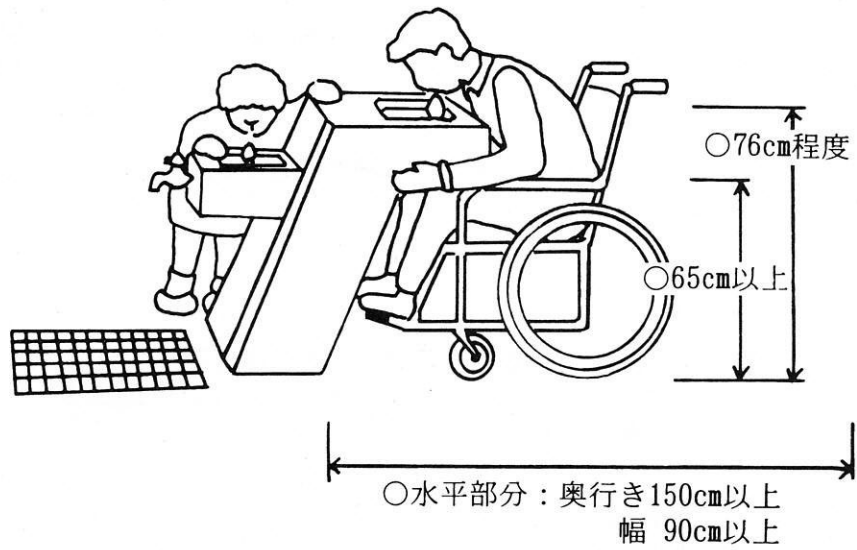
○飲用水栓の基準は、設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①アプローチ	アプローチ方向の床面に奥行き150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。
②下部空間の確保	飲用水栓の下に高さ65cm以上の空間を確保。	同左。
③高さ等の制限	飲み口の高さは車いすに腰かけたまま使用できるよう76cmを標準とし、水栓も使用しやすい位置及び構造。	同左。

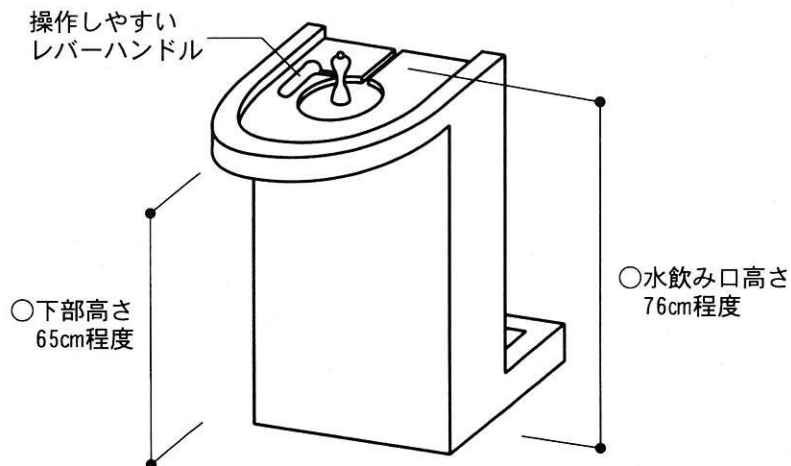
解説

- ◆飲用水栓については、設置する場合に車いす使用者等の利用に配慮することを求めています。
- ◆「3.6.野外テーブル」と同様に「アプローチ」や「下部空間の確保」を求めるとともに、車いす使用者が腰掛けたまま使用できるよう「飲み口高さ76cm」を標準とすることや、使用しやすい「水栓の位置や構造」とすることを求めています。「使用しやすい位置や構造」としては、「1.10.6(建築物の)水飲み器」に示したような「自動感知式、ボタン式、レバー式」が考えられますが、手の不自由な人には有用でも視覚障害者には使いにくいこともある「自動感知式」が最良とは言えませんので、適宜配慮して整備することが望まれます。

【飲用水栓の寸法等】



【水飲み場の形状】



【3. 公園】

8. 手洗場

別表第7

整 8項→P172

望 8項→P173

基本的な考え方

高齢者や障害者等も立ち寄りやすい位置に設置し、利用しやすい施設づくりの工夫が必要になります。

解説表

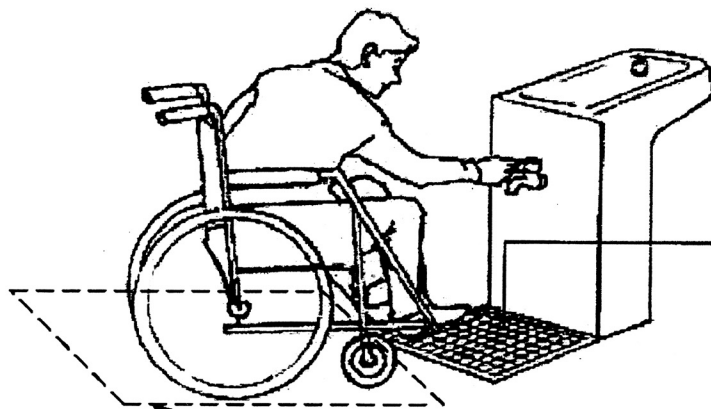
○手洗場の基準は、公園内に手洗場を設ける場合、そのうち1以上に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①車いす利用者への配慮	車いす使用者の手洗場へのアクセス及び利用に配慮した配置・構造とすること。	同左。

解説

◆公園内に整備される手洗場のうち、一つ以上は車いす使用者でも近づきやすく、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、形状等に配慮することを求めています。

水飲場の手洗水栓の場合



手洗場の水栓に車いす使用者が近づきやすいように、周辺の舗装と同一の水平面とし、グレーチング柵蓋は、水はね防止及び車いすの車輪がはまりこまないように細目とすることが望ましい。

平坦で固くしまっていて、滑りにくい仕上げとすること。

出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり
～都市公園の移動円滑化整備ガイドラインの解説～

9. 駐車場(車いす使用者用駐車施設)

別表第7

整 9項→P172

望 9項→P173

基本的な考え方

車いす使用者が自動車を使用して公園を利用する場合にゆとりある駐車スペースを確保し、安全で円滑に使用できることが必要になります。

解説表

○駐車場の基準は、車いす使用者用駐車施設を設ける場合、そのうち1以上に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①設置数	当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、200以上の場合、全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。	同左。
②設置位置等	公園出入口や建造物間近の車動線を横断しない位置で、かつ可能な限り勾配の少ないところに設置し、車いす使用者である旨を見やすい方法により表示。	同左。
③アクセス等の確保	歩道や園地から支障なく出入りできること。	同左。
④施設の寸法	ドアやトランクを全開でき車いすと自動車との乗り換えが容易に行えるよう、幅350cm以上、奥行き500cm以上のスペースを確保。	同左。
⑤	車いす使用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置。	同左。

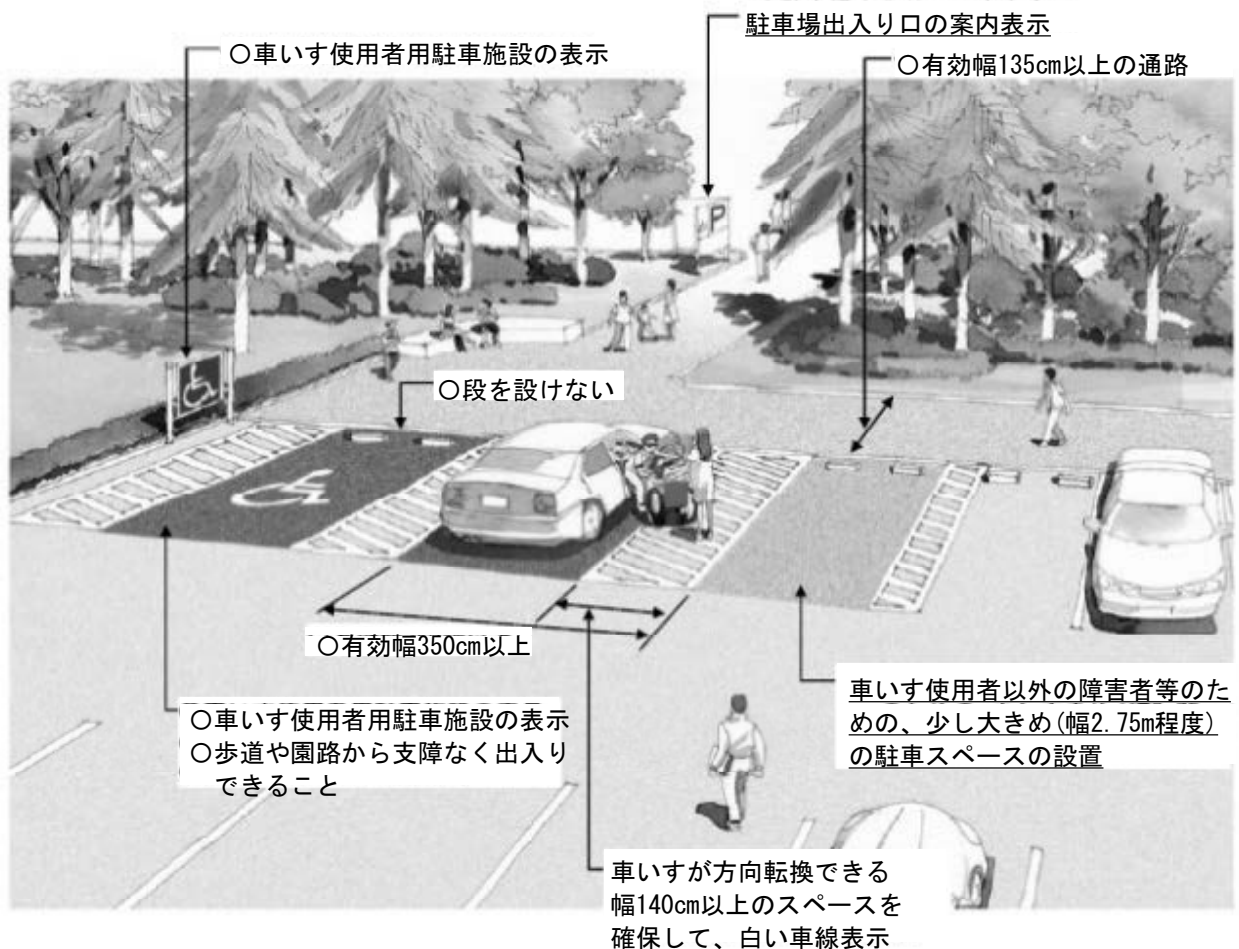
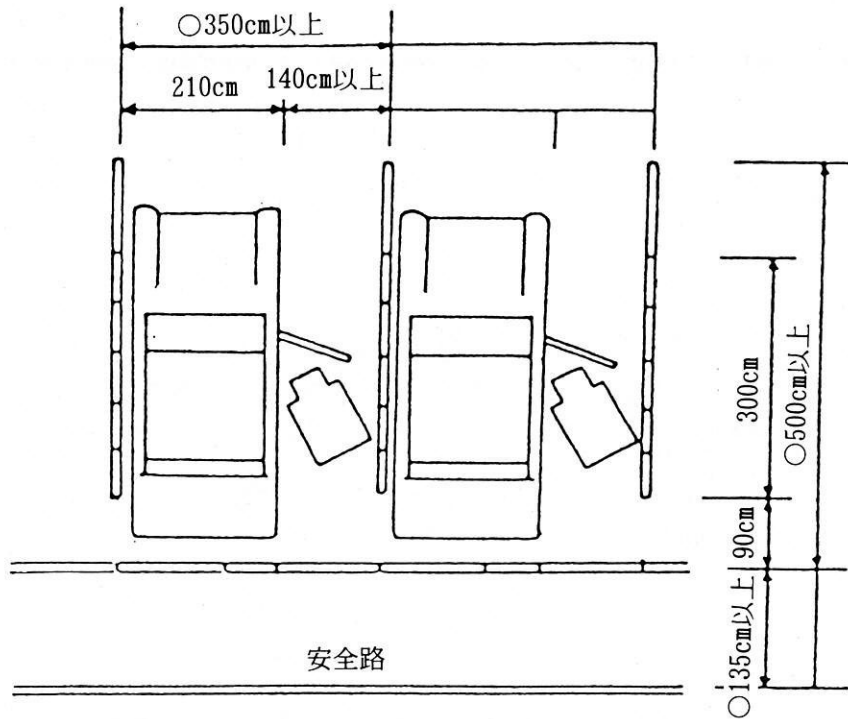
解説

- ◆駐車場については、車いす使用者用駐車施設を設置する場合の設置位置や構造について規定しています。
- ◆車いす使用者用駐車施設の設置数について定めており、基準に基づき、算定すると以下のとおりとなります。

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5
301～400	6

- ◆「設置位置等」として、「公園出入口や建造物間近の車動線を横断しない位置」への設置と、「車いす使用者用である旨の見やすい方法による表示」を求めています。
- ◆整備内容③は言わば「駐車場出入口」に関する規定であり、「3.1.(公園の) 出入口」の基準に準ずることが「支障なく出入りできること」に該当すると考えます。
- ◆「施設の寸法」としては、「ドアやトランクが全開できること」「車いすと自動車との乗り換えが容易に行えること」「駐車場内での安全な通路を確保すること」等の観点から当該寸法を規定しているものです。「350cm」は、一般的に車の駐車に必要な幅「210cm」に、車いすが180度方向転換でき、人と車いすがすれ違える幅「140cm」を加えた寸法を想定しています。「500cm」は一般的な駐車に必要な寸法です。

【車いす使用者用駐車施設の寸法等】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

【3. 公園】

10. 休憩所等

11. 管理事務所

別表第7

整 10項→P172

望 10項→P173

整 11項→P172

望 11項→P173

基本的な考え方

高齢者や障害者等も立ち寄りやすい位置に設置し、利用しやすい施設づくりの工夫が必要となります。

解説表

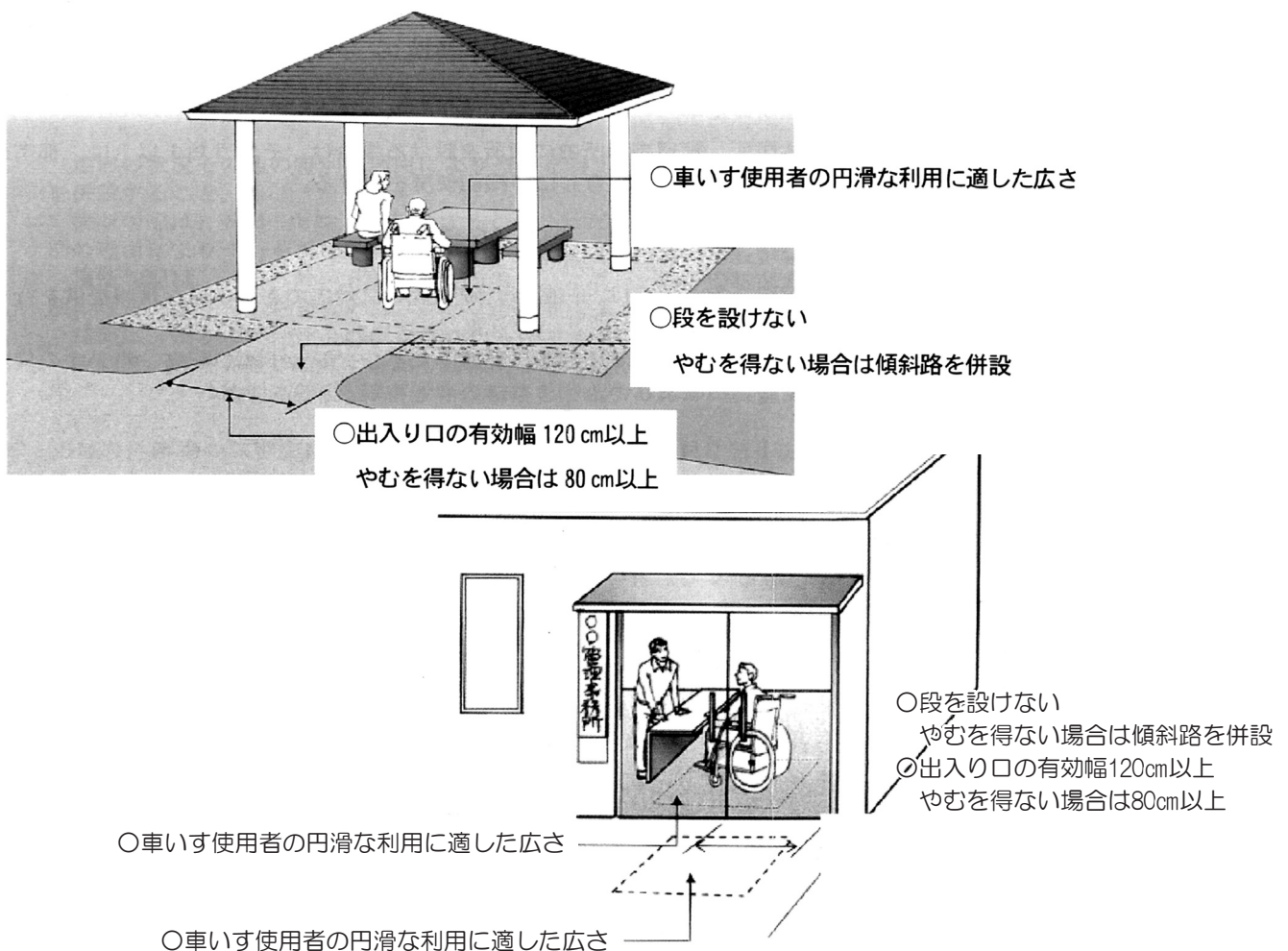
○休憩所の基準は、公園内に休憩所等を設ける場合、そのうち1以上に適用される。

○管理事務所の基準は、公園内に管理事務所を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①出入口の構造等	幅は120cm以上。ただし、やむを得ない場合は80cm以上。	同左
②	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ない場合は傾斜路（4. 傾斜路に規定）を設置。	同左
③	戸を設ける場合は、幅80cm以上とし、容易に開閉し、通過出来る構造とする。	同左
④カウンターの構造等	1以上は車いす利用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応出来る場合はこの限りではない。	同左
⑤広さ	車いす利用者の円滑な利用に適した広さの確保。	同左
⑥施設内便所の構造等	不特定多数の者が利用、又は主に高齢者、障害者等が利用する便所の1以上は、12. 便所の基準に適合するものを設置。	同左

解説

- ◆休憩所等については、設置する場合、そのうち1以上は車いす使用者等に配慮することを求めています。
- ◆管理事務所については、設置する場合、車いす使用者等に配慮することを求めています。
- ◆「3.6. 野外テーブル」など「休憩場所」と判断できるものと別項目で規定しているのは、「休憩所等」とは例えば「レストハウス」など「施設・建築物」を想定しているためです。したがって、施設へのアクセスや施設内での移動に対する配慮としては、建築物に対する基準に準ずることが該当すると考えます。
- ◆「120cm」とは、車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- ◆「80cm」とは車いすの通過に支障がない幅です。
- ◆車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないことを原則として求めており、地形の状況その他の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4. 傾斜路にて規定している構造の傾斜路を併設することを求めています。
- ◆車いす利用者の円滑な利用に適したカウンターの構造とは、筆記や対話などに考慮し、カウンター下部にひざが入る程度のスペースを設けられたものなどです。
- ◆車いす利用者の円滑な利用に適した広さとは、車いす使用者の回転等を考慮した広さです。
- ◆基準を適用した休憩所等にて、不特定数多数の者及び主に高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上は12. 便所の基準に適合させることを求めています。



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり～都市公園の移動円滑化整備ガイドラインの解説～

○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

12. 便所（福祉型便房）

別表第7

整 12項→P172

望 12項→P173

基本的な考え方

公園を利用する全ての人が利用しやすい位置に設置し、特に高齢者や障害者等が安心して快適に利用できるよう、十分なスペースを確保することが必要になります。

解説表

○公園には、必要に応じて基準を満たす福祉型便房のある便所を設ける。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①床の構造 （便所全般）	床の表面は滑りにくい仕上げとすること。	同左。
②男子用小便器 （便所全般）	一以上は、手すり付きストール型（床置き式）とすること。	同左。
③出入口の構造等 （福祉型便房が設けられた便所及び福祉型便房）	幅は90cm以上。	同左。
④	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ない場合は傾斜路（4. 傾斜路）を設けること。	同左。
⑤	戸を設ける場合は、原則として幅90cm以上の引き戸又は外開き戸とし、車いす使用者等が容易に開閉し、通過できる構造とすること。	同左。
⑥案内表示 （福祉型便房が設けられた便所及び福祉型便房）	福祉型便房のある便所及び福祉型便房である旨を見やすい方法により表示。	同左。
⑦便器の仕様 （福祉型便房）	腰掛便座及び手すりが設けられていること。	同左。
⑧水栓器具の仕様等 （福祉型便房）	容易に操作できるもの。	同左。
⑨便房の大きさ （福祉型便房）	車いす使用者の出入り及び転回が可能なものとし、間口・奥行きともに200cm以上を標準。	同左。
⑩便器等の配置 （福祉型便房）	便器その他の機器は、車いす使用者動作上支障のないよう配置。	同左。

解説

- ◆便所については、必要に応じ「福祉型便房のある便所を設置すること」を求めており、主に当該便房の構造や設備に関する基準を定めています。
- ◆建築物での当該構造等の規定と比較すると、便房出入口の有効幅員は「建築物：80cm以上」→「公園：90cm以上」、同戸の構造は「建築物：車いす使用者が円滑に開閉して通過可能」→「公園：引き戸又は外開き戸等」というように、「ゆとりある寸法規定・具体的な整備方法規定」を行っています。これらはいずれも、「独立して設置されることの多い公園便所は設計の自由度が高い」という判断や、「憩いの場である公園としては特に快適性を確保する必要がある」との判断によります。

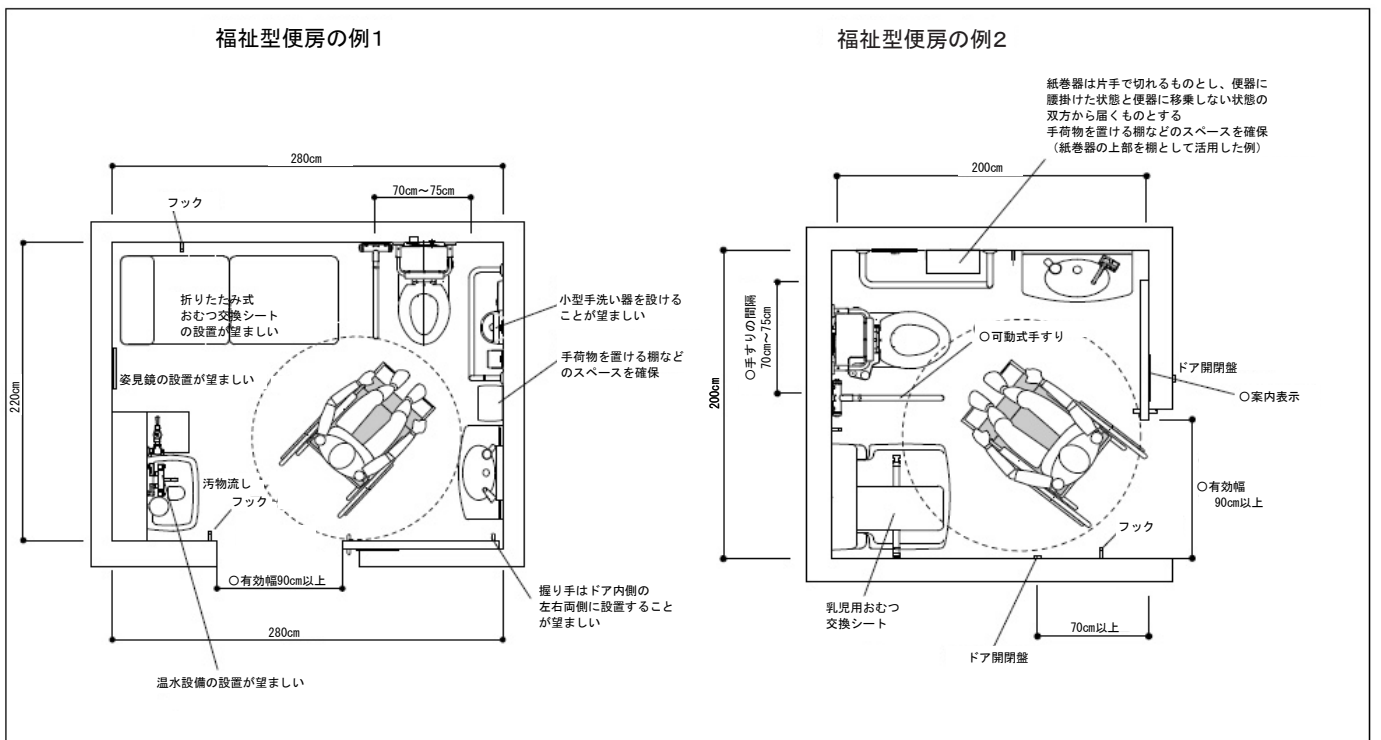
【福祉型便房が、一般の便房と併設されている便所】



【福祉型便房が独立して設けられた便所】



福祉型便房の例1



13. 案内表示

別表第7
 整 13項→P172
 望 13項→P174

基本的な考え方

高齢者や障害者等にもわかりやすい案内表示となるよう設置することが必要になります。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①案内板の設置	公園の出入り口等に必要に応じて設置。	同左。
②案内板の構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。	同左。
③	表示された内容が容易に識別できるものとする。	同左。
④視覚障害者用案内板の設置		公園の出入り口等のうち、主要な箇所に設置。
⑤視覚障害者用案内板の構造		点字表示や文字や記号の彫り込み表示。
⑥		できるだけ大きな文字、鮮明な色の対比。
⑦		必要に応じ盲導鈴等を設置。

解説

- ◆案内表示については、公園の出入口をはじめとして、必要に応じて案内板を設置することを整備基準として求めています。
- ◆案内表示における高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とは、接近しやすい位置、見やすい高さ等の構造とすることが挙げられます。
- ◆案内表示における表示された内容が容易に識別できるものとは、文字の大きさ、明度、色相又は彩度等に配慮したものが挙げられます。
- ◆望ましい基準としては、「点字表示等」「識別性の確保」「盲導鈴等の設置」を行った案内板を公園の出入口をはじめとして園内の主要な箇所に設置することを求めています。

14. 屋根付き広場

別表第7
 整 14項→P172
 望 14項→P174

基本的な考え方

屋根付き広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物があり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設です。雨天時にも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要があります。

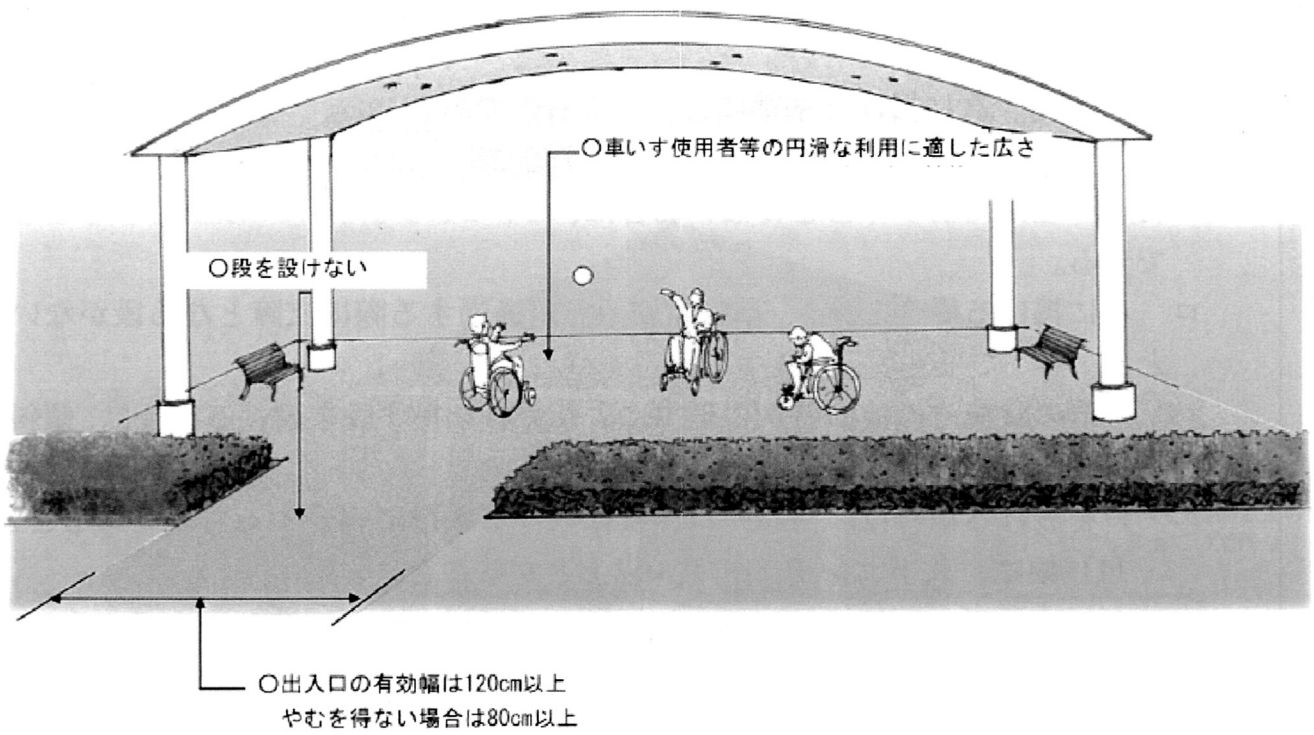
解説表

○屋根付き広場の基準は、公園内に屋根付き広場を設ける場合、そのうち1以上に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①出入口の構造等	幅は120cm以上。ただし、やむを得ない場合は80cm以上。	同左。
②	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ない場合は傾斜路（4. 傾斜路に規定）を配置。	同左。
③広さ	車いす利用者の円滑な利用に適した広さの確保。	同左。

解説

- ◆屋根付き広場については、設置する場合、そのうち1以上は車いす使用者等に配慮することを求めています。
- ◆「120cm」とは、車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- ◆「80cm」とは車いすの通過に支障がない幅です。
- ◆車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないことを原則として求めており、地形の状況その他の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4. 傾斜路にて規定している構造の傾斜路を併設することを求めています。
- ◆車いす利用者の円滑な利用に適した広さとは、車いす使用者の回転等を考慮した広さです。



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり
～都市公園の移動円滑化整備ガイドラインの解説～

【3. 公園】

15. 野外劇場

16. 野外音楽堂

別表第7

整 15項→P172

望 15項→P174

整 16項→P172

望 16項→P174

基本的な考え方

野外劇場・野外音楽堂は、高齢者、障害者等が座席まで円滑に到達し、観覧できるよう配慮する必要があることから、出入口や通路の幅を確保するとともに、車いす使用者用観覧スペースを設けます。

解説表

○野外劇場の基準は、公園内に野外劇場を設ける場合に適用される。

○野外音楽堂の基準は、公園内に野外音楽堂を設ける場合に適用される。

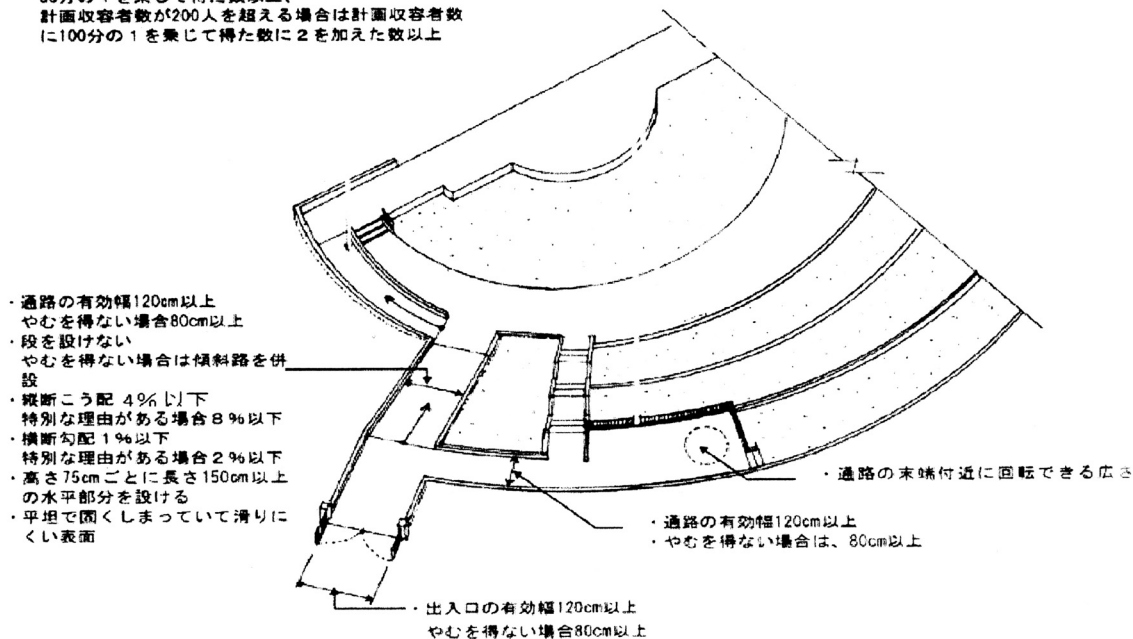
整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①出入口の構造等	幅は120cm以上。ただし、やむを得ない場合は80cm以上。	同左。
②	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ない場合は傾斜路（4. 傾斜路に規定）を設置。	同左。
③出入口及び車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路の構造等	幅は120cm以上。やむを得ない場合は80cm以上。この場合、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとする。	同左。
④	車いす使用者の移動の支障となる段を設けないこととし、やむを得ない場合は傾斜路（4. 傾斜路に規定）を設けること。	同左。
⑤	縦断勾配は4%以下。やむを得ない場合は8%以下。	同左。
⑥	横断勾配は1%以下。やむを得ない場合は2%以下。	同左。
⑦	路面はすべりにくい仕上げとする。	同左。
⑧車いす使用者用観覧スペースの設置数	当該施設の収容定員が200以下の場合には、収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、200以上の場合には、収容定員に100分の1を乗じて得た数以上に2を加えた数以上。	同左。
⑨車いす使用者用観覧スペースの構造等	1箇所あたり、幅は90cm以上。奥行きは120cm以上。	同左。
⑩	車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない。	同左。

解説

- ◆ 野外劇場について、設置する場合、車いす使用者等に配慮することを求めています。
- ◆ 野外音楽堂について、設置する場合、車いす使用者等に配慮することを求めています。
- ◆ 「120cm」とは、車いすですら通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- ◆ 「80cm」とは車いすの通過に支障がない幅です。
- ◆ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないことを原則として求めており、地形の状況その他の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4. 傾斜路にて規定している構造の傾斜路を併設することを求めています。
- ◆ 車いす使用者用観覧スペースの設置数は基準に基づき、算定すると以下のとおりとなります。

計画収容者数（人）	必要数
～ 50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5

- ・ 車いす使用者用観覧スペース
計画収容者数が200人以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数以上、計画収容者数が200人を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり
～都市公園の移動円滑化整備ガイドラインの解説～

【4. 路外駐車場】

1. 車いす使用者用駐車施設

2. 路外駐車場移動円滑化経路

別表第8

整 1項一号～八号→P174

基本的な考え方

高齢者や障害者等による自動車の使用は、今後ますます増加することが予想され、特に車いす使用者の自動車使用が増加しています。外出先で安心して利用できるゆとりある駐車スペースの確保が必要になります。

解説表

1. 車いす使用者用駐車施設

- 建築物以外の路外駐車場については、最低1箇所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。

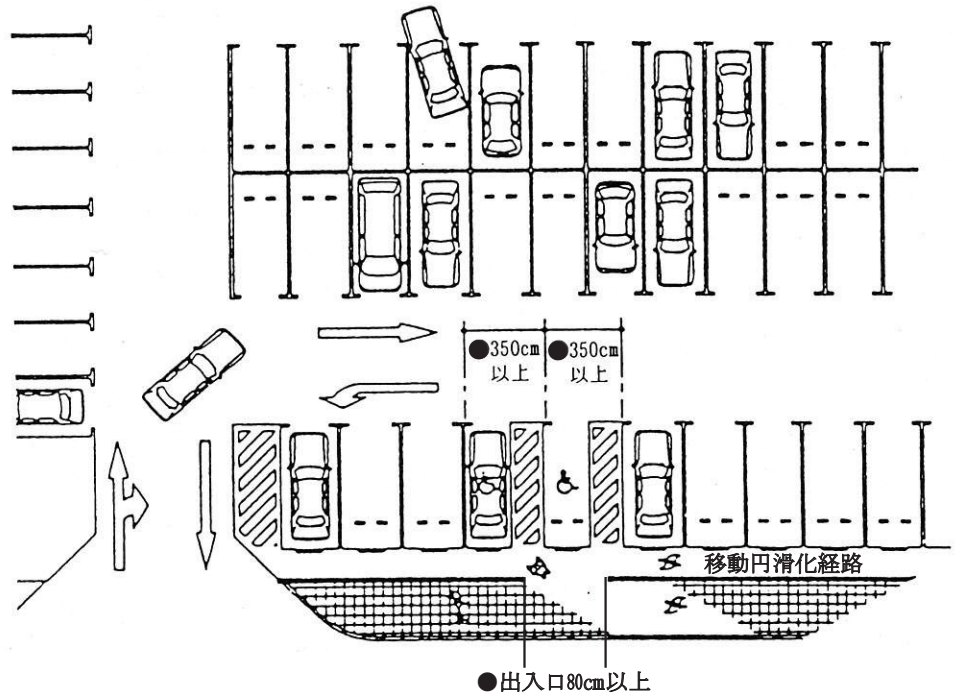
整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①駐車場の幅	幅は350cm以上。	
②案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。	
③アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路（路外駐車場移動円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	

2. 路外駐車場移動円滑化経路

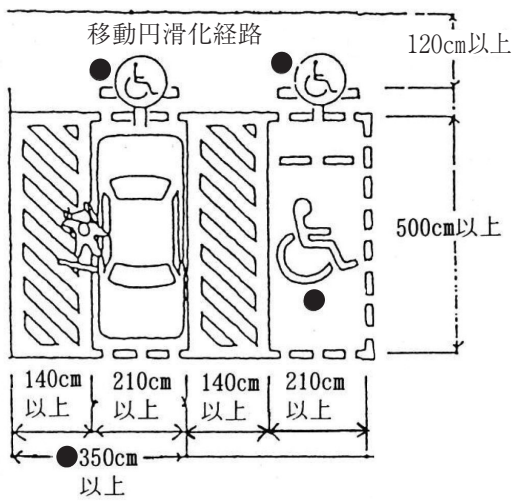
- 当該施設から道又は公園、広場その他空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とすること。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①段差	経路上には段を設けない。ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りでない。	
②出入口	出入口の幅は80cm以上とする。	
③経路幅	経路の幅は120cm以上とし、50m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設ける。	
④傾斜路を設ける場合の構造	幅は段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とする。	
	勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合は1/8を超えない。	
	高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）にあっては、高さ75cm以内毎に踏幅が150cm以上の踊り場を設ける。	
	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合には手すりを設ける。	

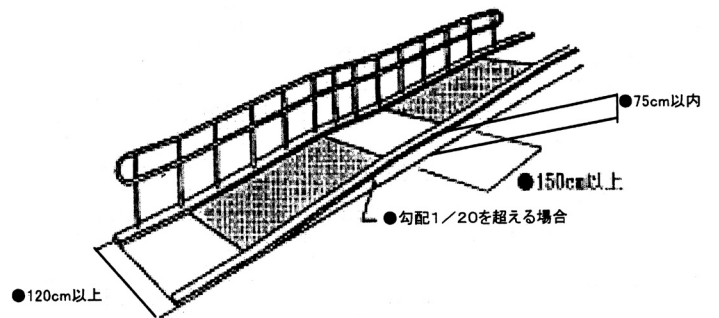
【路外駐車場の例】



【案内表示及び寸法等】



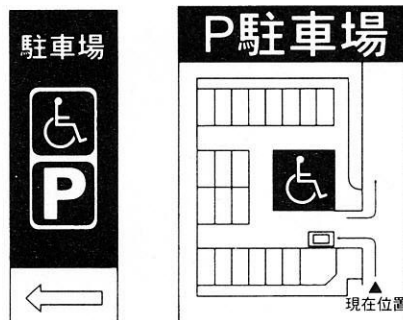
【傾斜路の例】



【車いす使用者
駐車施設の標識の例】



【駐車場の案内標識の例】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

1. 団地内歩道

別表第9
整 1項→P175

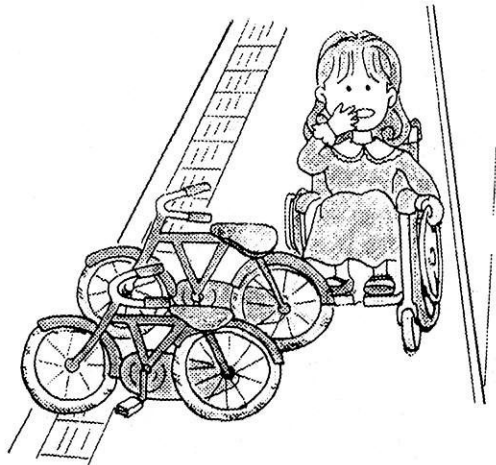
基本的な考え方

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間を創出することが必要になります。

解説表

●団地内歩道の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①団地内歩道の構造等	「2.道路」の整備基準に準拠。	



歩道に自転車、看板などを置かないようにしましょう

2. 団地内公園

別表第9
整 2項→P175

基本的な考え方

全ての利用者が安らぎやうるおいを感じる場所として、安全で快適な施設づくりが必要になります。

解説表

●団地内公園の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①団地内公園の構造等	「3.公園」の整備基準に準拠。	

解説

◆住宅開発団地において「歩道」及び「公園」を設ける場合に、それぞれ条例に規定する当該整備基準に準じて整備することを求めたものです。「道路」でなく「歩道」の規定であること、また、「公園」には「緑地・広場は含まない」ことに注意してください。